

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2022年3月28日

【事業年度】 第52期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

【会社名】 株式会社船井総研ホールディングス

【英訳名】 Funai Soken Holdings Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 社長執行役員 中谷 貴之

【本店の所在の場所】 大阪市中央区北浜4丁目4番10号

【電話番号】 大阪06(6232)0010(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 スタッフ統括本部本部長 小野 達郎

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区北浜4丁目4番10号

【電話番号】 大阪06(6232)0010(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 スタッフ統括本部本部長 小野 達郎

【縦覧に供する場所】 株式会社船井総研ホールディングス 東京本社
(東京都千代田区丸の内1丁目6番6号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月		2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高	(百万円)	18,685	21,697	25,752	25,027	28,813
経常利益	(百万円)	4,681	5,008	5,755	5,091	6,439
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	3,206	3,549	3,868	3,498	4,373
包括利益	(百万円)	3,399	3,315	3,952	3,351	4,436
純資産額	(百万円)	21,624	22,370	23,165	23,688	25,687
総資産額	(百万円)	25,650	26,732	28,419	27,951	30,884
1株当たり純資産額	(円)	421.29	435.56	453.48	465.60	505.04
1株当たり 当期純利益金額	(円)	63.37	69.95	76.67	70.32	88.57
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	62.62	69.20	75.89	69.52	87.50
自己資本比率	(%)	83.3	82.2	79.4	82.4	80.7
自己資本利益率	(%)	15.9	16.4	17.4	15.3	18.2
株価収益率	(倍)	39.8	23.5	32.4	35.9	29.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,950	3,554	4,522	3,515	5,214
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	982	222	500	263	219
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,176	2,762	3,411	3,194	2,547
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	10,455	11,022	11,630	12,216	14,675
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人員)	(名)	941 (37)	1,105 (41)	1,209 (37)	1,303 (68)	1,317 (52)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を実施しております。これに伴い、第48期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第50期の期首から適用しており、第49期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月		2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
営業収益	(百万円)	4,291	4,888	5,240	5,589	5,353
経常利益	(百万円)	2,069	2,481	2,594	2,895	2,648
当期純利益	(百万円)	1,975	2,563	2,496	2,895	2,549
資本金	(百万円)	3,125	3,125	3,125	3,125	3,125
発行済株式総数	(千株)	35,500	53,000	53,000	52,500	52,500
純資産額	(百万円)	16,905	16,699	16,123	16,054	16,168
総資産額	(百万円)	18,592	18,516	17,941	17,536	17,771
1株当たり純資産額	(円)	328.19	323.11	312.03	311.35	312.27
1株当たり配当額		45.00	35.00	40.00	45.00	48.00
(1株当たり中間配当額)	(円)	(15.00)	(15.00)	(17.00)	(20.00)	(21.00)
1株当たり 当期純利益金額	(円)	39.04	50.52	49.48	58.19	51.63
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	38.58	49.98	48.97	57.54	51.01
自己資本比率	(%)	89.5	88.0	86.6	87.9	86.8
自己資本利益率	(%)	12.2	15.6	15.7	18.7	16.5
株価収益率	(倍)	64.7	32.5	50.1	43.3	50.7
配当性向	(%)	76.9	69.3	80.8	77.3	93.0
従業員数		84	93	93	107	100
(ほか、平均臨時雇用人員)	(名)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
株主総利回り	(%)	208.5	139.4	211.2	218.1	229.8
(比較指標：配当込みTOPIX)	(%)	(122.2)	(102.7)	(121.3)	(130.3)	(146.9)
最高株価	(円)	4,240 2,693	2,957	2,905	3,270	3,225
最低株価	(円)	1,717 2,400	1,541	1,573	1,613	1,937

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を実施しております。これに伴い、第48期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3 2018年12月期の1株当たり配当額35円には、特別配当2円を含んでおります。

4 2019年12月期の1株当たり配当額40円には、創立50周年の記念配当3円を含んでおります。

5 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

6 印は、権利落後の最高・最低株価を示しております。

7 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第50期の期首から適用しており、第49期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	沿革
1970年3月	企業経営の総合診断を主業務として株式会社日本マーケティングセンター(現株式会社船井総研ホールディングス 資本金1,000千円)を設立。
1970年9月	経営者のための経営戦略研究会として会員制組織コスモスクラブ設立。
1971年8月	関東地区の業務拡張のため東京事務所(東京都港区)を開設。
1978年3月	名古屋、福岡等の各主要都市に地域の経営者のための経営研究会として地域フナイクラブ設立。
1981年12月	大阪本社を大阪市北区太融寺町に移転。
1985年3月	商号を「株式会社日本マーケティングセンター」から「株式会社船井総合研究所」に変更。
1988年9月	大阪証券取引所市場第二部(特別指定銘柄)に上場。
1990年5月	船井ファイナンス株式会社(船井キャピタル株式会社)を設立。
1993年6月	大阪証券取引所市場第二部に指定される。
1996年9月	大阪本社を大阪市北区豊崎に移転。
2000年2月	株式会社船井情報システムズを設立(現連結子会社。2014年7月に株式会社船井総研ITソリューションズに商号変更)。
2000年5月	船井総研ロジ株式会社を設立。
2003年3月	船井総研ロジ株式会社の株式一部売却により連結の範囲から除外。
2004年12月	東京証券取引所市場第二部に上場。
2005年4月	東京本社を東京都千代田区丸の内に移転。
2005年12月	東京証券取引所及び大阪証券取引所市場第一部に指定される(2013年7月 現物市場統合に伴い大阪証券取引所市場第一部は東京証券取引所市場第一部に統合)。
2010年7月	大阪本社を大阪市中央区北浜に移転。
2012年1月	中国(上海)に船井(上海)商務信息咨询有限公司を設立(現連結子会社)。
2013年9月	船井キャピタル株式会社を清算結了。
2013年11月	持株会社体制への移行のため、株式会社船井総合研究所分割準備会社(現連結子会社。2014年7月に株式会社船井総合研究所に商号変更)及び株式会社船井総研コーポレトリレーションズ分割準備会社(現連結子会社。2014年7月に株式会社船井総研コーポレトリレーションズに商号変更)を設立。
2014年1月	船井総研ロジ株式会社を完全子会社化(現連結子会社)。
2014年7月	持株会社体制に移行し、商号を株式会社船井総研ホールディングスに変更。 経営コンサルティング事業を株式会社船井総合研究所に、営業サポート業務を株式会社船井総研コーポレトリレーションズにそれぞれ継承。
2015年2月	株式会社プロシードを完全子会社化(現連結子会社)。
2018年2月	株式会社HR Forceを設立(現連結子会社)。
2018年6月	新和コンピュータサービス株式会社を完全子会社化(現連結子会社)。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社8社で構成され、経営コンサルティング事業を主な事業内容とし、さらに当該事業に関連するロジスティクス事業、ダイレクトリクルーティング事業及びその他のサービス等の事業活動を展開しております。

また、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループの事業における各社の位置づけ及びセグメントとの関連は次のとおりであります。

(1) 経営コンサルティング事業

経営コンサルティング業務を中心に、総合コンサルティングを遂行する体制及び組織を有しておりますが、企業経営に係わるコンサルティング業務の他に業種・テーマ別の経営研究会・セミナー等を実施しております。

関係会社・・・株式会社船井総合研究所、株式会社船井総研コーポレイトリレーションズ、
船井（上海）商務信息咨询有限公司

(2) ロジスティクス事業

クライアントの物流コスト削減等を目的とした物流コンサルティング業務、物流業務の設計・構築・運用等を実行する物流オペレーション業務、購買コスト削減等を共同購買で具現化する物流トレーディング業務等を実施しております。

関係会社・・・船井総研ロジ株式会社

(3) ダイレクトリクルーティング事業

主に採用広告運用代行サービスを通じて、現在多くの企業が抱える人手不足という課題に、ITテクノロジーを活用した解決ソリューションを提供するダイレクトリクルーティング業務を営んでおります。

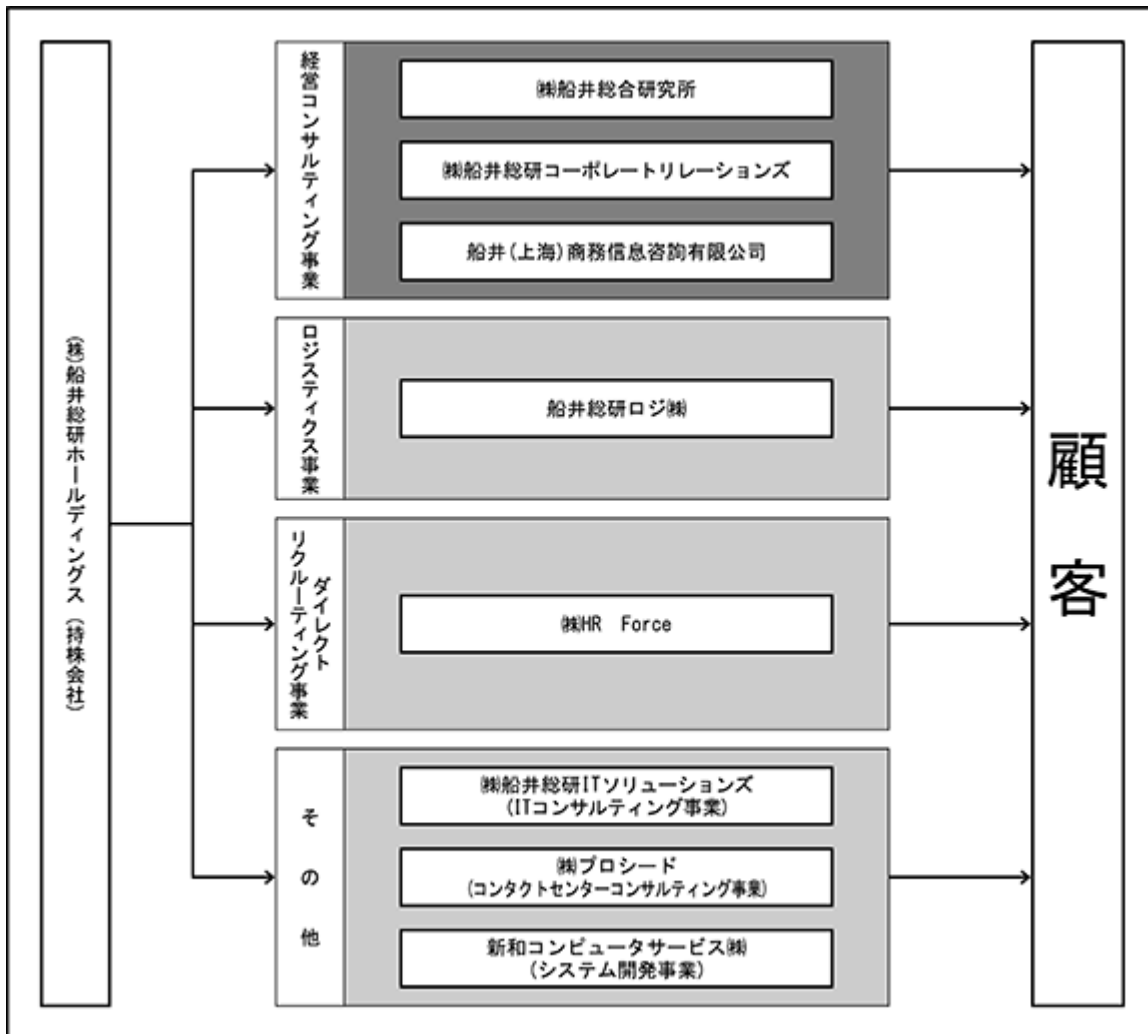
関係会社・・・株式会社HR Force

(4) その他

その他の事業におきましては、株式会社船井総研ITソリューションズがITコンサルティング事業、株式会社プロシードがコンタクトセンターコンサルティング事業、新和コンピュータサービス株式会社がシステム開発事業を営んでおります。

関係会社・・・株式会社船井総研ITソリューションズ、株式会社プロシード、
新和コンピュータサービス株式会社

当社グループの事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱船井総合研究所 (注) 2、3	大阪市中央区	3,000,000	経営コンサルティング 事業	100.0	建物の賃貸等 役員の兼任等...有
㈱船井総研コーポレイトリレーションズ(注) 4	大阪市中央区	50,000	経営コンサルティング 事業	100.0	建物の賃貸等 役員の兼任等...有
船井(上海)商務信息咨询有限公司	中国上海市	50,000	経営コンサルティング 事業	100.0	役員の兼任等...無
船井総研ロジ㈱(注) 5	大阪市中央区	98,000	ロジスティクス事業	100.0	建物の賃貸等 役員の兼任等...有
㈱HR Force	東京都千代田区	64,000	ダイレクトリクルー ティング事業	100.0	建物の賃貸等 役員の兼任等...有
㈱船井総研ITソリューションズ	東京都千代田区	60,000	その他	100.0	建物の賃貸等 役員の兼任等...有
㈱プロシード	東京都千代田区	100,000	その他	100.0	建物の賃貸等 役員の兼任等...無
新和コンピュータサービス㈱	東京都中央区	13,000	その他	100.0	役員の兼任等...有

(注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 特定子会社であります。

3 ㈱船井総合研究所については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	17,084,931	千円
	経常利益	5,656,438	千円
	当期純利益	3,933,386	千円
	純資産額	13,433,282	千円
	総資産額	16,480,537	千円

4 ㈱船井総研コーポレイトリレーションズについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	6,778,977	千円
	経常利益	185,430	千円
	当期純利益	124,198	千円
	純資産額	989,984	千円
	総資産額	1,771,475	千円

5 船井総研ロジ㈱については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	3,601,752	千円
	経常利益	313,407	千円
	当期純利益	221,565	千円
	純資産額	932,014	千円
	総資産額	1,618,356	千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
経営コンサルティング事業	1,006 (16)
ロジスティクス事業	72 (4)
ダイレトリクルーティング事業	72 (28)
その他	67 (4)
全社(共通)	100 (-)
合計	1,317 (52)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載していません。

2 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
100 (-)	39.8	10.2	6,710

セグメントの名称	従業員数(名)
全社(共通)	100 (-)
合計	100 (-)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社、(株)船井総合研究所及び(株)船井総研コーポレイトリレーションズには、労働組合(組合員数1,028人)が組織されておりますが、上部団体には加盟していません。また、その他の子会社においては労働組合は組織されていません。

なお、労使関係について特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、クライアントからの多種多様なニーズに対し親身に応えとともに高品質の経営コンサルティングサービスを提供していくことで、広く社会に貢献する企業でありたいと考えております。グループ経営力を強化していくためにも、次のとおり「グループ理念」及び「グループビジョン」を定めております。

グループ理念

「人・企業・社会の未来を創る」

私たちは、船井総研グループに関わる人・企業、そして社会に対して、より良い未来を提案し、その実現を全力で支援していきます。

グループビジョン

「仕事を通じて、人と企業を幸せにする 常に社会に必要とされるグループ経営をめざす」

私たちのめざすグループ経営とは、関係する人・企業を幸せにすることだと考えております。幸せを願う人や企業にとって必要な企業集団になることが、結果、常に社会に必要とされる存在になると考えております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社グループは、上記グループ理念・ビジョンに向けて、常に成長し続けるグループを目指し、2020年12月期から2022年12月期の中期経営計画においては、資本効率を意識した経営を目指し、ROE（自己資本利益率）を15%以上に維持する目標としております。

(3) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、2020年12月から2022年12月期にかけての中期経営計画においては、中核事業である経営コンサルティング事業を中心に「中小企業向けDXコンサルティング」を加速し、さらにグループ企業とのアライアンス力を高めながら「中堅企業向け総合経営コンサルティング」にチャレンジしてまいります。なお、以下の各戦略につきましては、2020年12月期から2022年12月期の中期経営計画における戦略を記載しております。

経営コンサルティング事業における事業戦略

デジタル革新による顧客接点の拡大とコンサルティングのデジタルシフトを推進し、クライアントの経営者に寄り添った総合経営コンサルティング支援のラインナップを拡大・加速し、中小企業経営者のプラットフォームとしての存在の確立を目指してまいります。

ロジスティクス事業における事業戦略

コンサルティング、コミュニティ、ネットワーク、データベースの4軸において、国内最大のロジスティクス事業基盤の構築を目指し、従来の業務領域をさらに発展させ、総合ロジスティクス・プロバイダー企業を目指してまいります。

ダイレクトリクルーティング事業

高い継続利用率を維持し、売上拡大フェーズから利益率向上フェーズへの展開を目指し、当社グループの次の柱となる成長事業として引続き経営資源を投入してまいります。

人財戦略

グループ共通の新たなコアバリューをベースに、より多様な人財がその長所を存分に発揮できる環境をデザインし、採用・育成・活躍の好循環により、グループの持続的成長を実現してまいります。

資本政策の基本的方針

・基本方針

当社は、株主価値を中長期的に高めていくために、適切な資本政策の方針の策定・実行が極めて重要であると認識しております。最適な株主資本の水準の形成と併せて、株主還元の上昇に努めると同時に、積極的な事業投資により利益の拡大を目指し、資本効率を高めていくことを基本方針としております。

・効率性の方針

ROE（自己資本利益率）15%以上を目指してまいります。

・株主還元の方針

総還元性向60%以上を目指してまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

(1)及び(3)に記載の、経営方針及び中期経営計画を実行していくうえで、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

グループ経営の強化及び事業領域の拡大

当社グループは「総合経営コンサルティンググループ」を目指すため、従来の中小企業向けの業種別のマーケティングコンサルティングである成長実行支援や、マネジメントコンサルティングである人材開発支援を拡充しながら、DX化コンサルティングであるデジタル化支援、価値向上支援及び生産性向上支援の加速、中堅企業向けコンサルティングである業界・テーマに特化した専門性の高いソリューション提案及び課題解決支援を加速させる必要があります。そのためには、多様な人材の確保と育成が極めて重要な課題であり、採用の強化と育成プログラムの整備に取り組んでまいります。併せて、コンサルティングサービスの品質の向上及び領域の拡大のため、グループ経営をより強化し、グループ会社間の連携の促進や新しいソリューションの開発を強化し、顧客企業に対して最適なコンサルティングサービスを提供できる体制を構築してまいります。

経営コンサルティング事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業におけるビジネスモデルは大きな変革が求められております。当社グループは中小企業のニューノーマル時代に対応した体制整備をサポートするために、DX化コンサルティングを通じて、非対面型ビジネスモデル、WEBマーケティング、MA（マーケティングオートメーション）ツール等の提案を加速させてまいります。また、当事業におきましても、WEB集客の強化や経営セミナー及び経営研究会のWEB開催への移行により、新規領域における受注を加速させる体制を整備してまいります。

ロジスティクス事業

国内最大のロジスティクス事業基盤を目指し、コンサルティング、コミュニティ、ネットワーク、データベースの4軸の強化を進めてまいります。具体的には、荷主企業と物流企業を結ぶプラットフォームを構築し、デジタル、AI、ロボティクス導入コンサルティングの提案、グローバル物流のサポートを展開してまいります。

人財戦略

当社グループの業績を向上するため、優秀な人材の確保が不可欠であり、多様な人材採用をより加速しグループ社員数の増加を目指してまいります。また、当社グループの中核企業である(株)船井総合研究所ではタレントディベロップメントセンター（TDC）を設置し、人員拡大に適応した早期育成プログラムを再構築し、人材の育成に努めております。さらに、多様な人材が活躍する環境として、キャリアコースの多様化を整備してまいります。働き方改革の推進として、働く場所や時間の自由度を高め、リモートワークの導入、育児等と就業の両立支援の制度の導入など女性の活躍機会の向上に積極的に取り組んでまいります。今後も、従業員がより長く、より働きやすくなる環境づくりを目指してまいります。

ESG経営への取組み

当社グループは、サステナブルな社会を実現するために、ESG活動を経営の重要課題と認識し、以下のとおり基本方針を制定し、事業活動を通じて継続的な取組みを実施してまいります。

- ・中堅・中小企業へのコンサルティングを通じて、地域社会に貢献してまいります。
- ・顧客のESG経営を推進するためのサポートやソリューションを提供してまいります。
- ・自社グループの経営において、ESGへの積極的な配慮と適切な情報開示を進めてまいります。

併せて、当社グループは、企業の社会的責任を果たすべく、リスク管理やコンプライアンスを徹底し、内部統制の強化に継続的に取り組むとともに、総合的な経営コンサルティング業務を通じて、当社グループに関わる人・企業、そして社会に対して、より良い未来を提案し、その実現を全力で支援することを基本理念としております。この基本理念に基づき、社会の発展に結実する経営を目指してまいります。

内部統制、コーポレート・ガバナンスの向上

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスのより一層の向上が不可欠と認識しており、コーポレートガバナンス・コードの確実な実践や、内部統制機能の確立は極めて重要な課題であると考えております。また、社外取締役のみで構成される「ガバナンス委員会」を設置し、コーポレート・ガバナンスの適切な実践に向けての協議・検討を定期的に行っております。併せて、内部統制報告制度に対応し、経営の透明性と健全性の確保を目的とした内部統制ルールを導入し、運用しております。これらにより、当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスを機能させ、より適正かつ効率的な経営を遂行し、事業基盤の強化を図ってまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社グループのリスク管理体制

当社グループにおいては、損失のリスクの管理を含めた危機管理を行う全社横断的な組織として、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、重点対応リスクを抽出したうえで具体的な対策を講じる等、当社グループを取り巻くリスクを適切に管理し、リスク発生の防止に努めるなどの活動を行っております。各主要部門の担当取締役、執行役員及び従業員を中心に構成され、社内外における情報を収集し、様々な観点からリスク分析を行い、リスクに応じた対応策を検討、実施しております。

(2) 経営コンサルティング事業が経営成績上大きなウエイトを占めていることについて

経営コンサルティング事業は、当社グループの中核事業であり、収益面においても利益面においても大きな比重を占めております。

当社グループ(連結)の2020年12月期及び2021年12月期における売上高及び営業損益の内訳(金額及び構成比)は、下表のとおりであります。

	(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)				(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)			
	売上高		営業損益		売上高		営業損益	
	金額 (百万円)	構成比率 (%)	金額 (百万円)	構成比率 (%)	金額 (百万円)	構成比率 (%)	金額 (百万円)	構成比率 (%)
経営コンサルティング事業	19,058	76.2	4,801	96.4	22,256	77.2	5,846	92.1
ロジスティクス事業	2,638	10.5	311	6.3	3,309	11.5	338	5.3
ダイレクトリクルー ティング事業	2,331	9.3	174	3.5	1,953	6.8	115	1.8
その他	975	3.9	88	1.8	1,272	4.4	82	1.3
消去又は全社	23	0.1	131	2.6	21	0.1	195	3.1
合計	25,027	100.0	4,982	100.0	28,813	100.0	6,349	100.0

(3) 当社グループの中核事業である経営コンサルティング事業に関連するリスクについて

経営コンサルティング業界を取り巻く環境について

当社グループにおいては、主に株式会社船井総合研究所が企業・法人を対象とした経営コンサルティングを行っております。

経営コンサルティング事業は、様々な分野において、幅広い専門知識や情報・技術をもって、企画立案・指導助言などのサービスを行う専門サービス業であります。当社グループが属する経営コンサルティング事業は、弁護士、公認会計士、税理士等のように法律によって独占業務が存する業態とは異なり、開業に際し必ずしも特別な資格取得の必要でない業態であります。

当業界におけるコンサルタント会社は、顧客満足度の高いサービスを提供するために、日々の業務等から得られたノウハウを蓄積し、新たな方法論(顧客の現状分析方法や現状分析に基づいた現状改革の方法)の構築を行っておりますが、今後当業界はさらに競争が厳しくなると予想され、デジタルトランスフォーメーション等の新たな顧客ニーズも発生しており、顧客ニーズに対応できる企業とそうでない企業との二極化の傾向が生じており、今後、合従連衡を含む業界再編が進展していく可能性もあります。

また、わが国における当業界の市場規模は、欧米と比較し経済規模としては相対的に小さいとの指摘がなされております。今後、わが国における企業経営が成熟するに従い、経営コンサルティングなどの知的専門サービスに対するニーズは高まるものと認識しておりますが、こうした知的専門サービスに対する理解並びに認識が十分に高まらず、当社が顧客ニーズに適合しない方向に向かった場合は、当社の収益の拡大も限定的なものに留まる可能性があります。

株式会社船井総合研究所の事業内容並びに顧客開拓について

当社グループの中核事業会社である株式会社船井総合研究所は、企業経営者が抱える様々な経営上の問題に対し、業種業態ごとに対応したマーケティング・顧客管理・人事などの経営に関するコンサルティングを通じ、顧客企業の育成及び発展を支援しております。

また、顧客企業に対する直接的なコンサルティング活動の他に、多岐に亘る経営課題並びに時流に即した経営セミナーの主催、また、経営戦略の研究や会員相互の交流による事業の可能性を広げるネットワーク作りを目的とする、多様なメンバーから構成された会員制組織である経営研究会を運営しております。

顧客開拓につきましては、既存顧客からの紹介、主催するセミナーによる集客、研究会のネットワーク拡充及び無料経営相談などにより顧客開拓を図っております。

顧客基盤におきましては、創業以来、流通業を主要な顧客基盤としておりましたが、現在においては、住宅・不動産業、医療・介護・福祉業、土業、自動車関連業、人材サービス業等、顧客基盤は拡大してきております。

株式会社船井総合研究所は、顧客開拓を専門に行う営業部門を有しておらず、今後も上記のようなコンサルティング活動を通じて顧客開拓を図る方針であります。顧客開拓のための活動や手法が有効に機能しなくなる等の事態が生じた場合においては、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

コンサルタントへの依存について

経営コンサルティング事業において、コンサルタント1人当たりの業務量には限界があることから、事業拡大を図るには優秀なコンサルタントの増員が不可欠であります。そのために、社内教育の研修プログラムにおいてコンサルタントとしての基本姿勢及び必要な知識を習得させ、また、通常3～5名程度で構成されるチームで実際の現場におけるコンサルティング業務を通じ、個々のコンサルタントのレベルアップと知識ノウハウの社内共有を図り人材の育成に努めております。とりわけ育児等と就業の両立支援の制度の導入により女性の活躍機会の向上に積極的に取り組んでおり、優秀な人材の定着に努めております。さらに、新たな人材確保においては、国内外を問わず新卒採用の他に各分野での経験者の採用を積極的に進め、潜在能力の高い人材の獲得に努めております。

今後においても優秀な人材の確保及び優秀なコンサルタントへの育成に努め、引続き増員を図る方針ですが、当社グループが求める人材の確保及び育成が進捗しない場合においては、コンサルタントへの依存が高い当社グループの事業並びに業績に影響を及ぼすこととなります。

また、当事業の性格上、個々のコンサルタントの意識や能力等により、パフォーマンスに差が生じる可能性があります。

当社は、社員のモチベーション及び帰属意識をより高めるために、人事評価制度における見直しを行い、個々の成果がより反映される給与体系を導入しております。しかしながら、能力の高いコンサルタントの中には独立志向が高い人材がいる可能性もあり、一部の重要な人材の離職があれば、業績において一時的な影響を受ける可能性があります。

海外事業におけるカントリーリスクについて

当社は中国上海市に子会社を有しており、主に国内企業の中国進出サポート及び現地における営業マーケティングのコンサルティング活動を展開しております。中国市場におけるコンサルティングニーズは高い一方で、カントリーリスクが依然として高い状況にあります。具体的には、反日活動による日本製品への影響、税務・法務諸制度の度重なる変更による影響、政治・経済状況の激変によるマーケットに与える影響、大気汚染をはじめとした環境問題による従業員の健康への影響、その他、為替リスクなど海外事業特有のカントリーリスクがあげられます。今後も中国ビジネスにおけるコンサルティングニーズは高まるものと考えておりますが、上記のようなカントリーリスクにより、当社グループに一時的に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 経営コンサルティング事業以外の事業に関連するリスクについて

船井総研ロジ株式会社は、ロジスティクス事業を行っており、顧客の業績向上及び物流コスト削減等を目的とした物流コンサルティング業務、物流業務の設計・構築・運用等を実行する物流オペレーション業務、及び購買コスト削減等を共同購買で具現化する物流トレーディング業務等を実施しております。これらは顧客との良好な関係により成立するため、常に競合会社からの営業活動による顧客の流出リスクにさらされております。

また、サービスや物品を仕入販売するため、相場に左右される商材やサービス（燃料、ダンボール、トラック運賃等）を扱うことにより常に仕入価格と販売価格の調整が必要となり、その成否によって利幅が変動するリスクや販売先の債務不履行リスクがあります。

物流オペレーション業務については、リフト作業時の事故や倉庫内事故といった荷物事故、車両事故、倉庫の火災等予期しない業務事故が発生する可能性を秘めており、また、共同購買では品質における瑕疵等が考えられ、その対応処置に応じて、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社船井総研ITソリューションズは、ITコンサルティング事業を行っており、主に基幹システム導入サポートやITコスト削減支援などのITコンサルティング業務を行っております。また、新和コンピュータサービス株式会社は、システム開発事業を行っており、主に情報システム開発、システムマネジメントサービス業務を行っております。IT関連業界においては技術革新のスピードが速く、また競合他社においても大手企業はもとより新興企業が多数存在し、競争の激しい業界であります。このような業界においては、刻々と変化、複雑化する顧客ニーズに対する確に対応する必要があり、同社が顧客ニーズに対応できない場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社プロシードは、コンタクトセンターコンサルティング事業を行っており、米国COPC社との日本独占ライセンス契約に基づいて、COPC組織認証等個人向けトレーニングを実施しているため、COPC社の経営方針、サービス内容の変化等によって、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社HR Forceは、ダイレトリクルーティング事業を行っており、主に採用広告運用代行サービスを通じて、現在多くの企業が抱える人手不足という課題に、ITテクノロジーを活用した解決ソリューションを提供しております。人材業界は大手企業をはじめ競合他社が多数存在し、価格面やサービス面において同社の競争優位性を維持できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 当社グループ戦略等について

事業領域の見直しについて

当社グループは、現経営陣のもと、事業戦略の見直しを行った結果、中核事業であり安定した利益の見込まれる経営コンサルティング事業については、当面事業の拡大は可能と判断し、当該事業及びその周辺事業に経営資源を集中する方針を採っております。

当該方針に従い、今後、経営コンサルティング事業とシナジー効果の高い周辺事業などの新規の事業領域への進出を図ることにより、初期投資によるコスト発生及び投資計画と業績実績との乖離が発生した場合、当社グループの経営成績に一時的に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループのブランド力について

創業者の船井幸雄が築いてきた「船井総合研究所」ブランドは、経営コンサルティング事業をはじめとする当社グループの事業展開の上で不可欠であり、このブランドを維持・発展することは、当社グループの事業基盤拡大の上で非常に重要であります。しかしながら、コンサルタントの質の低下や当社グループが提供するサービスが、顧客ニーズに必ずしも合致したものではなくなる状況が生じ、顧客からの信頼獲得に影響を及ぼす等の事態が生じた場合には、ブランド力の低下に繋がります。また、「船井総合研究所」あるいは「船井総研」の商標を冠する各社等にリーガル・コンプライアンスやコーポレート・ガバナンス上の諸問題が発生した場合にはブランドの毀損に繋がり、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 情報セキュリティに関するリスクについて

当社グループは、業務遂行上の必要から、個人情報や経営情報等の顧客の機密情報を保有しております。当社グループでは情報セキュリティをESGの重要課題の一つと捉え、グループの情報セキュリティ基本方針のもと、当該情報の取得、保管、加工、利用、廃棄に当たっては、個人情報の保護に関する法律やその他の各種法令、守秘義務契約や機密保持契約を厳守すべく、グループ全体に情報セキュリティ関連規程及び運用状況の統制を行い、社内規程に則った取扱いをする体制を布いております。組織面では役職員等に対して情報セキュリティ5か条及び情報セキュリティマニュアルやeラーニングを用いた教育・研修等による情報管理の重要性の周知徹底をするとともに、システム面では主たるグループ会社では2018年から場所を選ばないシームレスなモバイル環境の整備と、クラウド化やメールの暗号化及び誤送信対策等によりセキュリティの両立をすすめ、コロナ禍の新たな働き方にもスムーズに対応しております。また、2020年からは株式会社船井総合研究所では顧客の情報資産の預り方法の仕組みも刷新するなど、セキュリティ対策を日々強化し、機密保持に努めております。

しかしながら、これらの対策にかかわらず、不測の事態により、これら情報の流出、個人情報の取得・取扱手続の不備による法令違反、重要データの破壊や改ざん、システム停止等が生じた場合には、当社グループの信用低下や損害賠償等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 内部管理体制について

当社グループは、持続的な成長と中長期的に企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけております。当社グループでは業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備及び運用しております。しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な事業運営が困難となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 保有資産に関するリスクについて

当社グループが保有する資産のうち、有形固定資産、無形固定資産及び有価証券等において、当社グループの業績が計画通り進捗できず将来得られるキャッシュ・フローが大幅に減少することとなった場合や、発行体の業績悪化等や経営破綻等が発生した場合には、これらの資産について減損処理を行う場合があり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。こうした保有資産に関するリスクを回避するために、新規投資及び投資後の進捗管理を取締役会等において十分に検討を行い、リスクの予防や早期発見に努めてまいります。

(9) 新型コロナウイルス感染症の拡大及び長期化に関するリスクについて

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、国内外の経済悪化の影響や、企業収益は大幅に悪化することとなりました。当社グループの主要顧客である国内の中小企業の業績悪化は、当社グループのコンサルティングサービスの受注にも悪影響となり、また、集客や対面営業の制約により、受注機会が低下したことにより、当社グループの業績にも影響を与えることとなりました。

当社グループにおいては、社内外における感染予防を徹底しつつ、オンラインセミナー、WEB会議システムを活用したコンサルティング、リモートワークの推進などによりコロナ禍においても事業活動を継続していく体制が整い、また、顧客企業ニューノーマル時代に対応した体制整備のサポートやDXコンサルティングを加速させることにより、顧客の業績回復を推進してまいります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症がさらに拡大及び長期化した場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、年初において新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、飲食業や観光産業を中心に経済活動の停滞が見られ、個人においても外出自粛による消費活動が制限されることとなりました。その後ワクチン接種の進行により新規感染者数が大幅に減少したことから、年末にかけては企業及び個人の経済活動も正常化に向けた動きとなりつつあり、企業の設備投資は大企業を中心に回復傾向となりましたが、中小企業においては依然として厳しい状況となっております。また雇用環境においては有効求人倍率の低迷が長らく続いており引き続き厳しい環境であります。一方、個人の消費活動においては移動制限の緩和により回復傾向にありました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、社内外における感染症予防対策を徹底し、ワクチンの職域接種も併せて行いながら、オンライン主体のセミナーを積極的に開催し、コンサルティング活動におきましても、顧客のニーズにあわせて対面とWEBによるコンサルティングを柔軟に併用しながら事業を進めてまいりました。当社の主要顧客であります中小企業においては、リモートワークをはじめとした多様な働き方への対応、サステナブルな社会の実現に向けたESGへの取り組み等、事業における様々な課題を抱えておりますが、当社グループがその課題に丸となって向き合い、その課題解決のソリューションを提供できたこともあり、当連結会計年度はコロナ禍前の前々連結会計年度をも上回り過去最高の業績を達成することができました。当社グループの事業戦略において重視しておりますDXコンサルティングは、『事業再構築補助金』や『IT導入補助金』の後押しもあり、営業活動における『製造業オンライン営業ソリューション』、製造現場における『AI・ロボット・ERPソリューション』等、顧客の事業活動のあらゆる場面でDXコンサルティングの引合いが1年を通じて堅調に推移することとなりました。また、中堅企業向けコンサルティングは、各種経営診断プログラムの提供をきっかけとして、新たな顧客接点を確立し個別の課題に向き合い解決に向けたソリューションを提供してまいりました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高28,813百万円（前連結会計年度比15.1%増）、営業利益6,349百万円（同27.4%増）、経常利益6,439百万円（同26.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益4,373百万円（同25.0%増）となりました。また、中期経営計画における財務戦略の目標のひとつであるROEについても18.2%となり目標（15%以上）を大きく上回ることができました。

当連結会計年度のセグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

・経営コンサルティング事業

経営コンサルティング事業におきましては、受注獲得経路のオンラインセミナーや経営研究会経由の受注が好調に推移し、また、顧客からの紹介や直接営業による受注も獲得できたことにより、売上高、利益ともに前連結会計年度を超える業績を達成することができました。

業種別におきましては、主力部門である住宅・不動産業界、医療・介護・福祉業界向けコンサルティング部門は引続き前連結会計年度を上回る売上高となり、堅調に推移いたしました。テーマ別においては、WEBマーケティング、ビジネスモデル、財務をテーマとしたコンサルティングが大きく伸びました。

ソリューションにおいては、製造業向けにオンライン営業を活用したマーケティングにおけるDXや、AI・ロボット・RPAを活用した業務改善におけるDX等、住宅・不動産業、製造業をはじめあらゆる業界向けに多様なDXコンサルティングが広がりを見せはじめました。一方で、依然として人材採用コンサルティング市場は、企業の積極的な人材採用の抑制から厳しい状況が続いております。利益面におきましては、増収による増益効果及び、WEB会議システムを活用したオンラインセミナーやオンライン研究会、リモート支援の定着による旅費交通費及び会場代のコスト削減効果により、増益を達成することができました。

その結果、売上高は22,256百万円（前連結会計年度比16.8%増）、営業利益は5,846百万円（同21.8%増）となりました。

売上高内訳	月次支援	プロジェクト	経営研究会 会費	公開型 セミナー	リスティング	その他	合計
単位：百万円	12,778	1,128	2,045	301	5,478	524	22,256

(注) プロジェクト売上にはM&A売上が一部含まれております。

・ロジスティクス事業

ロジスティクス事業におきましては、物流オペレーション業務は、新規顧客の開拓や既存顧客への積極的な販促活動により、WEB経由からの新規受注も増加し、前連結会計年度と比較して増収することができました。物流コンサルティング業務は、顧客の投資活動に戻りが見られ、経営研究会も好調だったことから増収となりました。また、物流トレーディング業務は、企業や人の移動の減少に伴い燃料等販売量が減少したものの、販売価格上昇により増収となりました。利益面におきましては、物流オペレーション業務が好調だったことに伴い増益となりました。

その結果、売上高は3,309百万円（前連結会計年度比25.5%増）、営業利益は338百万円（同8.7%増）となりました。

・ダイレトリクルーティング事業

ダイレトリクルーティング事業におきましては、前連結会計年度から新型コロナウイルス感染症の影響により、企業の求人減少に伴い採用広告出稿が減少となり、売上高は引き続き厳しい状況が続きましたが、採用広告の効率的な運用や広告宣伝費などのコストを見直すことにより、営業損失額は減少いたしました。

その結果、売上高は1,953百万円（前連結会計年度比16.2%減）、営業損失は115百万円（前連結会計年度は営業損失174百万円）となりました。

・その他

その他の事業における、コンタクトセンターコンサルティング事業におきましては、研修や支援のリモート化が定着したこと、及び大口の定期収入が寄与したことで前連結会計年度と比較して売上高、利益ともに大きく伸ばすことができました。また、システム開発事業におきましても、主要顧客からの受注やその他新規受注が回復し、増収増益となりました。

その結果、売上高は1,272百万円（前連結会計年度比30.4%増）、営業利益は82百万円（前連結会計年度は営業損失88百万円）となりました。

また、当連結会計年度における財政状態の概況は次のとおりであります。

・資産の部

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べて、2,932百万円増加し、30,884百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べて2,692百万円増加し、18,996百万円となりました。これは主に現金及び預金、受取手形及び売掛金の増加、有価証券の減少によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて240百万円増加し、11,888百万円となりました。これは主に投資有価証券の増加によるものであります。

・負債の部

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて934百万円増加し、5,197百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて1,039百万円増加し、5,037百万円となりました。これは主に支払手形及び買掛金、1年内返済予定の長期借入金及び未払法人税等の増加によるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて105百万円減少し、160百万円となりました。これは主に長期借入金の減少によるものであります。

・純資産の部

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて1,998百万円増加し、25,687百万円となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益による増加、自己株式の取得による純資産の減少、剰余金処分による利益剰余金の減少によるものであります。

その結果、自己資本比率は前連結会計年度末より1.7ポイント減少し、80.7%となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて2,458百万円増加し、14,675百万円となりました。

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

・営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は5,214百万円（前連結会計年度は3,515百万円の資金の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が6,415百万円となり、法人税等の支払額が1,610百万円、法人税等の還付額が540百万円となったことによるものであります。

・投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は219百万円（前連結会計年度は263百万円の資金の獲得）となりました。これは主に、有形及び無形固定資産の取得による支出が218百万円となったことによるものであります。

・財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は2,547百万円（前連結会計年度は3,194百万円の資金の使用）となりました。これは主に、自己株式の取得及び売却による差引支出が265百万円、配当金の支払額が2,272百万円となったことによるものであります。

(参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
自己資本比率（％）	83.3	82.2	79.4	82.4	80.7
時価ベースの自己資本比率（％）	498.8	309.8	434.6	446.3	418.3
キャッシュ・フロー対有利子負債比率（年）	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
インタレスト・カバレッジ・レシオ（倍）	717.7	645.9	863.6	761.7	1,056.1

(注) 1 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値を用いて、以下の計算式により算出しております。

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー / 利払い

2 株式時価総額は、期末株価終値×自己株式控除後の期末発行済株式数により算出しております。

3 有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち、利子を支払っている全ての負債を対象としております。

4 営業キャッシュ・フロー及び利払いは、連結キャッシュ・フロー計算書に計上されている「営業活動によるキャッシュ・フロー」及び「利息の支払額」を用いております。

受注及び販売の状況

・受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
経営コンサルティング事業	14,780,162	116.7	6,736,205	106.6
ロジスティクス事業	671,852	167.7	282,858	152.5
その他	514,368	161.3	86,023	110.4

(注) 1 経営コンサルティング事業については、会費収入、セミナー収入は継続収入であるため、コンサルティング収入についてのみ記載いたしました。

2 ロジスティクス事業については、物流コンサルティング収入についてのみ記載しております。

3 ダイレクトリクルーティング事業については、コンサルティング収入がないため上表には記載しておりません。

4 その他の事業については、ITコンサルティング収入及びコンタクトセンターコンサルティング収入についてのみ記載しております。

5 金額は販売価格で表示しております。

6 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

・販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
経営コンサルティング事業	22,256,061	116.8
ロジスティクス事業	3,309,985	125.5
ダイレクトリクルーティング事業	1,953,312	83.8
その他	1,272,887	130.4

(注) 1 販売実績は、外部顧客に対する売上高を表示しております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 総販売実績に対して10%以上に該当する相手先はありません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(財政状態の分析)

・資産の部

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べて、2,932百万円増加し、30,884百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べて2,692百万円増加し、18,996百万円となりました。これは主に現金及び預金、受取手形及び売掛金の増加、有価証券の減少によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて240百万円増加し、11,888百万円となりました。これは主に投資有価証券の増加によるものであります。

・負債の部

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて934百万円増加し、5,197百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて1,039百万円増加し、5,037百万円となりました。これは主に支払手形及び買掛金、1年内返済予定の長期借入金及び未払法人税等の増加によるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて105百万円減少し、160百万円となりました。これは主に長期借入金の減少によるものであります。

・純資産の部

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて1,998百万円増加し、25,687百万円となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益による増加、自己株式の取得による純資産の減少、剰余金処分による利益剰余金の減少によるものであります。

その結果、自己資本比率は前連結会計年度末より1.7ポイント減少し、80.7%となりました。

(経営成績の分析)

売上高におきましては、主力の経営コンサルティング事業におけるWEB広告運用代行業務が引続き大幅に増収となり、また、WEBからの新規受注が増えたことにより、月次支援コンサルティング及びロジスティクス事業における物流オペレーション業務が増収となりました。その結果、売上高は前連結会計年度に比べて15.1%増の28,813百万円となりました。

営業利益におきましては、売上原価は19,512百万円（前連結会計年度は17,027百万円）、販売費及び一般管理費は2,951百万円（同3,018百万円）となり、WEB広告運用代行業務における広告原価が増加したものの、コンサルティング活動における旅費交通費や会場代などが大幅に減少いたしました。その結果、営業利益は前連結会計年度に比べて27.4%増の6,349百万円となり、営業利益率は前連結会計年度より2.1ポイント上昇し22.0%となりました。

経常利益におきましては、余資運用による投資有価証券売却益等により営業外収益は131百万円（前連結会計年度は147百万円）、営業外費用は40百万円（同38百万円）となりました。その結果、経常利益は前連結会計年度に比べて26.5%増の6,439百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益におきましては、法人税等合計が2,041百万円（前連結会計年度は1,677百万円）となったことにより、前連結会計年度に比べて25.0%増の4,373百万円となりました。

当連結会計年度のセグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

・経営コンサルティング事業

経営コンサルティング事業におきましては、受注獲得経路のオンラインセミナーや経営研究会経由の受注が好調に推移し、また、顧客からの紹介や直接営業による受注も獲得できたことにより、売上高、利益ともに前連結会計年度を超える業績を達成することができました。

業種別におきましては、主力部門である住宅・不動産業界、医療・介護・福祉業界向けコンサルティング部門は引続き前連結会計年度を上回る売上高となり、堅調に推移いたしました。テーマ別においては、WEBマーケティング、ビジネスモデル、財務をテーマとしたコンサルティングが大きく伸びました。

ソリューションにおいては、製造業向けにオンライン営業を活用したマーケティングにおけるDXや、AI・ロボット・RPAを活用した業務改善におけるDX等、住宅・不動産業、製造業をはじめあらゆる業界向けに多様なDXコンサルティングが広がりを見せはじめました。

一方で、依然として人材採用コンサルティング市場は、企業の積極的な人材採用の抑制から厳しい状況が続いております。

利益面におきましては、増収による増益効果及び、WEB会議システムを活用したオンラインセミナーやオンライン研究会、リモート支援の定着による旅費交通費及び会場代のコスト削減効果により、増益を達成することができました。

その結果、売上高は22,256百万円（前連結会計年度比16.8%増）、営業利益は5,846百万円（同21.8%増）となりました。

・ロジスティクス事業

ロジスティクス事業におきましては、物流オペレーション業務は、新規顧客の開拓や既存顧客への積極的な販促活動により、WEB経由からの新規受注も増加し、前連結会計年度と比較して増収することができました。物流コンサルティング業務は、顧客の投資活動に戻りが見られ、経営研究会も好調だったことから増収となりました。また、物流トレーディング業務は、企業や人の移動の減少に伴い燃料等販売量が減少したものの、販売価格上昇により増収となりました。利益面におきましては、物流オペレーション業務が好調だったことに伴い増益となりました。

その結果、売上高は3,309百万円（前連結会計年度比25.5%増）、営業利益は338百万円（同8.7%増）となりました。

・ダイレトリクルーティング事業

ダイレトリクルーティング事業におきましては、前連結会計年度から新型コロナウイルス感染症の影響により、企業の求人減少に伴い採用広告出稿が減少となり、売上高は引続き厳しい状況が続きましたが、採用広告の効率的な運用や広告宣伝費などのコストを見直すことにより、営業損失額は減少いたしました。

その結果、売上高は1,953百万円（前連結会計年度比16.2%減）、営業損失は115百万円（前連結会計年度は営業損失174百万円）となりました。

・その他

その他の事業における、コンタクトセンターコンサルティング事業におきましては、研修や支援のリモート化が定着したこと、及び大口の定期収入が寄与したことで前連結会計年度と比較して売上高、利益ともに大きく伸ばすことができました。また、システム開発事業におきましても、主要顧客からの受注やその他新規受注が回復し、増収増益となりました。

その結果、売上高は1,272百万円（前連結会計年度比30.4%増）、営業利益は82百万円（前連結会計年度は営業損失88百万円）となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて2,458百万円増加し、14,675百万円となりました。営業活動の結果得られた資金は5,214百万円（前連結会計年度は3,515百万円の資金の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が6,415百万円となり、法人税等の支払額が1,610百万円、法人税等の還付額が540百万円となったことによるものであります。投資活動の結果使用した資金は219百万円（前連結会計年度は263百万円の資金の獲得）となりました。これは主に、有形及び無形固定資産の取得による支出が218百万円となったことによるものであります。財務活動の結果使用した資金は2,547百万円（前連結会計年度は3,194百万円の資金の使用）となりました。これは主に、自己株式の取得及び売却による差引支出が265百万円、配当金の支払額が2,272百万円となったことによるものであります。

当社グループの資金需要の主なものは、売上原価、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。

当社グループの資金の源泉は主として営業活動によるキャッシュ・フローであります。

重要な会計上の見積もり及び当該見積もりに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、資産および負債または損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社の連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、2020年12月期から2022年12月期における中期経営計画の達成に向けて取り組んでおります。2021年8月3日に修正版の中期経営計画を公表いたしました。それぞれの業績計画は以下のとおりであります。

・2020年12月期から2022年12月期の中期経営計画における業績計画

期	項目	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	ROE (%)
2020年12月期	計画	29,000	6,300	15.0
	実績	25,027	4,982	15.3
2021年12月期	計画	29,000	6,400	15.0
	実績	28,813	6,349	18.2
2022年12月期	計画	33,000	7,100	15.0

(注) 1 上記計画は、初年度である2020年12月期において新型コロナウイルス感染症の影響により、当初計画しておりました数値を下回ったため、2年目以降の計画数値の下方修正を実施し、その後業績が回復したため上方修正を実施いたしましたので、修正実施後の計画数値を記載しております。（詳細につきましては、当社の2021年2月5日、8月3日付プレスリリースをご覧ください。）

2 2022年12月期より「収益認識に関する会計基準」等を適用することに伴い、上記の2022年12月期の売上高につきましては当該基準適用前の計画となりますが、当該基準適用後の計画は売上高が25,300百万円となります。なお、当該基準適用による主な影響は代理人取引に該当する売上高の計上を総額から純額に変更することによるものであり、営業利益の業績計画につきましては変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

特に記載すべき事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2021年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース資産	ソフトウェア	合計	
大阪本社 (大阪市中央区)	全社(共通)	事務所設備	630,001	672,635 (542.12)	869	83,430	1,386,937	59
東京本社 (東京都千代田区) (注)	全社(共通)	事務所設備	89,415 [2,601.09]	-	-	410	89,825	41

(注) 建物及び構築物の[]内は連結会社以外から賃借している建物の面積(単位:㎡)であります。

(2) 国内子会社

2021年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース資産	ソフトウェア	合計	
船井 総合研究所	五反田 オフィス (東京都 品川区)	経営コンサル ティング事業	セミナー 施設	262,656	3,387,653 (389.95)	-	-	3,650,310	-

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	130,000,000
計	130,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年3月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	52,500,000	52,500,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株であります。
計	52,500,000	52,500,000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。

なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年2月28日）にかけて変更された事項については、該当がある場合には、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載いたします。また、「付与対象者の区分及び人数」については、決議時点の内容で記載しております。

決議年月日	2012年4月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役6名（社外取締役を除く）及び執行役員6名
新株予約権の数（個）	220個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 39,600（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2012年5月8日～ 2042年5月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 163円（注）2 資本組入額 82円（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という）は、180株であります。ただし、2012年5月7日（以下、「割当日」という）後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価162円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社及び子会社における取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合（ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2041年5月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2041年5月8日から2042年5月7日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2) は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割に

つき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。
- 5 2016年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割し、2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2013年4月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役7名(社外取締役を除く)及び執行役員6名
新株予約権の数(個)	280個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 50,400(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株式あたり1円
新株予約権の行使期間	2013年5月8日～ 2043年5月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 259円(注)2 資本組入額 130円(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2013年5月7日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価258円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社及び子会社における取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2042年5月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2042年5月8日から2043年5月7日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。
- 5 2016年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割し、2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2014年4月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役7名(社外取締役を除く)及び執行役員6名
新株予約権の数(個)	280個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 50,400(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株式あたり1円
新株予約権の行使期間	2014年5月8日～ 2044年5月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 262円(注)2 資本組入額 131円(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2014年5月7日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価261円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社及び子会社における取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2043年5月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2043年5月8日から2044年5月7日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。
- 5 2016年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割し、2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2015年5月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役5名(社外取締役を除く)、当社執行役員2名、子会社取締役8名及び子会社執行役員4名
新株予約権の数(個)	350個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 63,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2015年6月19日～ 2045年6月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 531円(注)2 資本組入額 266円(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2015年6月18日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価530円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社及び子会社における取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2044年6月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2044年6月19日から2045年6月18日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約また

は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。
- 5 2016年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割し、2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2016年4月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役5名(監査等委員及び社外取締役を除く)、 当社執行役員2名、子会社取締役7名及び子会社執行役員5名
新株予約権の数(個)	410個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 73,800(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2016年5月13日～ 2046年5月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 804円(注)2 資本組入額 402円(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2016年5月12日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価803円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社及び子会社における取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2045年5月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2045年5月13日から2046年5月12日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新

株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。
- 5 2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2017年4月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4名(監査等委員及び社外取締役を除く)、 当社執行役員2名、子会社取締役7名及び子会社執行役員8名
新株予約権の数(個)	510個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 91,800(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2017年5月9日～ 2047年5月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,180円(注)2 資本組入額 590円(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2017年5月8日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価1,179円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内に、割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2046年5月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2046年5月9日から2047年5月8日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新

株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。
- 5 2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2018年4月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名(監査等委員及び社外取締役を除く)、 当社執行役員3名、子会社取締役13名及び子会社執行役員6名
新株予約権の数(個)	480個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 86,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2018年5月8日～ 2048年5月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,192円(注)2 資本組入額 1,096円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2018年5月7日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価2,191円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内に、割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2047年5月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2047年5月8日から2048年5月7日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新

株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。

決議年月日	2019年4月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名(監査等委員及び社外取締役を除く)、 当社執行役員3名、子会社取締役18名及び子会社執行役員5名
新株予約権の数(個)	520個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 93,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2019年5月8日～ 2049年5月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,394円(注)2 資本組入額 1,197円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2019年5月7日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価2,393円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内に、割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2048年5月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2048年5月8日から2049年5月7日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新

株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。

決議年月日	2021年4月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4名(監査等委員及び社外取締役を除く)、 当社執行役員6名、子会社取締役18名及び子会社執行役員4名
新株予約権の数(個)	549個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 98,820(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2021年5月7日～ 2051年5月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,420円(注)2 資本組入額 710円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2021年5月6日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価1,419円を合算しております。
- 3 (1) 1個の新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権者は、行使可能な期間内に、割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
(3) 前記(2)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
新株予約権者が2050年5月6日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2050年5月7日から2051年5月6日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
(4) 上記(2)及び(3)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会

社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年2月28日(注)1	500,572	35,500,000	-	3,125,231	-	2,946,634
2018年1月1日(注)2	17,750,000	53,250,000	-	3,125,231	-	2,946,634
2018年12月20日(注)1	250,000	53,000,000	-	3,125,231	-	2,946,634
2020年11月13日(注)1	500,000	52,500,000	-	3,125,231	-	2,946,634

(注)1 自己株式の消却による減少であります。

2 2018年1月1日付で、普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が17,750,000株増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	30	25	96	169	7	11,330	11,657	-
所有株式数 (単元)	0	155,371	6,980	61,028	98,358	84	199,169	520,990	401,000
所有株式数 の割合(%)	0	29.82	1.34	11.71	18.88	0.02	38.23	100.0	-

(注)1 当社の自己株式3,120,936株は、「個人その他」に31,209単元及び「単元未満株式の状況」に36株を含めて記載しております。

2 証券保管振替機構名義の株式810株は、「その他の法人」に8単元及び「単元未満株式の状況」に10株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する所 有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,386	10.91
株式会社船井本社	静岡県熱海市西山町19番6号	5,026	10.18
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	3,125	6.33
株式会社 三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	1,952	3.95
NORTHERN TRUST C O.(AVFC) RE FIDE LITY FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支 店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CAN ARY WHARF LONDON E 14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,526	3.09
船井 和子	静岡県熱海市	1,307	2.65
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラス ト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	1,062	2.15
船井 勝仁	東京都渋谷区	1,056	2.14
TAIYO FUND, L.P. (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	5300 CARILLON POIN T KIRKLAND, WA 980 33, USA (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	946	1.92
船井 孝浩	神奈川県横浜市	889	1.80
計	-	22,278	45.12

(注) 当社は自己株式3,120千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,120,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 48,978,100	489,781	-
単元未満株式	普通株式 401,000	-	-
発行済株式総数	52,500,000	-	-
総株主の議決権	-	489,781	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が800株(議決権8個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が10株、当社所有の自己株式が36株含まれております。

【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社船井総研ホール ディングス	大阪市中央区北浜4丁 目4番10号	3,120,900	-	3,120,900	5.94
計	-	3,120,900	-	3,120,900	5.94

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2020年10月30日)での決議状況 (取得期間2020年11月2日~2021年3月31日)	420,000	1,000,000
当事業年度前における取得自己株式	290,000	739,829
当事業年度における取得自己株式	106,900	260,035
残存決議株式の総数及び価額の総額	23,100	135
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	5.50	0.01
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	5.50	0.01

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	2,374	6,043
当期間における取得自己株式	110	262

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (ストック・オプションの権利行使による処分)	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)	110	263	-	-
保有自己株式数	3,120,936	-	3,121,046	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得株式数、単元未満株式の買増請求による処分株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様への適切な利益還元を経営の最重要課題と認識しており、今後も業績を考慮した利益配当を実施していきたいと考えております。なお、2020年12月期から2022年12月期の中期経営計画における株主還元の方針としては、「配当による還元」及び「自己株式取得による還元」の双方を考慮し、総還元性向60%以上を目指してまいります。

この方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき27円といたしました。これにより、中間配当1株につき21円と合わせ、年間配当金は1株48円となり、連結の配当性向は54.2%となります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は定時株主総会であります。

内部留保につきましては、長期的な視点にたつて将来の企業価値増加のために行う投資と、機動的な資本政策等が行える財務体質とのバランスを図りながら、自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2021年8月3日 取締役会決議	1,036,982	21
2022年3月26日 定時株主総会決議	1,333,234	27

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、遵法経営の実施及び株主利益の極大化を主たる目的として、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

また、当社ではディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの重要な柱と位置付けており、法令等に基づく開示、会社説明会の開催、機関投資家やアナリストとの個別ミーティングの実施等により、当社及び当社グループの現状のみならず今後の事業戦略についても、迅速かつ正確なディスクロージャーに努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、2016年3月26日開催の第46回定時株主総会の決議を経て、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）を選任しております。取締役として取締役会での議決権が付与されることで、監査・監督機能の強化につながり、また、取締役会における社外取締役の比率を高め、経営の透明性・妥当性の向上により、さらなる企業価値の向上を図るものと考えております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を図るために、取締役の3分の1以上の社外取締役を選任することにより、取締役会の客観性・妥当性を確保し、社外取締役2名を含む3名の監査等委員による取締役会の適法性・妥当性の監査を行っております。また、社外取締役のみで構成されたガバナンス委員会を設置し、適切なコーポレート・ガバナンスの検討を定期的に行っております。なお、役員の選任及び役員報酬の算定については、透明性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として過半数を社外取締役で構成された指名委員会及び報酬委員会を設置し、内容の審議・検討を行い、それらの答申を踏まえ代表取締役社長が取締役に諮り決定しております。次期グループCEO及び代表取締役候補者の選定・育成については、公正かつ透明性の高い手続を確保するため、後継者指名委員会からの答申に基づき取締役会において審議を行い、将来の当社を担う経営者として適切なグループCEO及び代表取締役候補者を決定することとしております。さらに、経営と執行の分離及び業務執行の機動性を確保するため執行役員制度を導入しております。

・取締役会

取締役会は、経営に関わる重要事項の審議並びに意思決定を行っており、毎月1回定例の取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、当社運営に関しては取締役会で専門的かつ多角的な検討がなされており、その上で迅速な意思決定が行われております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に関しては任期を1年、監査等委員である取締役は任期を2年として各年度の経営責任の明確化を図っております。

議長は、代表取締役社長中谷貴之氏、構成員は、高嶋栄氏、小野達郎氏、砂川伸幸氏、光成美樹氏、百村正宏氏、中尾篤史氏、小林章博氏であります。

・監査等委員会

監査等委員会は、経営に関する意思決定及び業務執行について有効な監視及び監査をしており、毎月1回定例の監査等委員会を開催しております。常勤監査等委員は、取締役会以外の経営会議等重要な会議に出席し意見を述べております。また、社外取締役のうち1名の監査等委員は、公認会計士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、他1名の監査等委員は、弁護士であり、コンプライアンス分野における相当程度の知見を有しております。

委員長は、取締役（監査等委員）百村正宏氏、構成員は、中尾篤史氏、小林章博氏であります。

・指名委員会

指名委員会は、その規程に基づき、取締役会の諮問機関として、取締役・執行役員の選任基準について審議し、取締役・執行役員の候補者の決定に対する透明性・客観性を高め、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的としております。委員4名のうち3名が社外取締役であり、委員長は社外取締役が務めております。

委員長は、社外取締役砂川伸幸氏、構成員は、中尾篤史氏、小林章博氏、小野達郎氏であります。

・後継者指名委員会

後継者指名委員会は、その規程に基づき、業績等を踏まえた現グループCEO及び代表取締役の評価及びサクセッションプランについて審議し、グループCEO及び代表取締役候補者の決定に対する透明性・客観性を高めることを目的としております。委員4名のうち3名が社外取締役であり、委員長は社外取締役が務めております。

委員長は、社外取締役砂川伸幸氏、構成員は、中尾篤史氏、小林章博氏、小野達郎氏であります。

・報酬委員会

報酬委員会は、その規程に基づき、取締役・執行役員の報酬に関する方針について審議し、取締役・執行役員の報酬の決定に対する透明性と客観性を高め、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的としております。委員4名のうち3名が社外取締役であり、委員長は社外取締役が務めております。

委員長は、社外取締役（監査等委員）中尾篤史氏、構成員は、砂川伸幸氏、光成美樹氏、小野達郎氏であります。

・ガバナンス委員会

ガバナンス委員会は、その規程に基づき、中長期的な観点から、当社グループのコーポレート・ガバナンス全般の各種課題に対する検討を行い、経営の公正性・透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的としております。委員4名全員が社外取締役であり、委員長も社外取締役が務めております。

委員長は、社外取締役（監査等委員）小林章博氏、構成員は、砂川伸幸氏、光成美樹氏、中尾篤史氏であります。

・サステナビリティ委員会

サステナビリティ委員会は、その規程に基づき、当社及び当社グループの中長期的な発展及び価値の向上を図るため、サステナビリティ経営に関する情報交換・認識共有をし、サステナビリティにかかる方針及び活動計画等について取締役会に答申することで、取締役会での議論を活発化させ、ESGの重要課題の解決を通じたサステナビリティ経営の横断的な推進及び統括することを目的としております。委員3名のうち2名が社外取締役であり、委員長は社外取締役が務めております。

委員長は、社外取締役光成美樹氏、構成員は、砂川伸幸氏、中谷貴之氏であります。

・リスク管理委員会

リスク管理委員会は、企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、重点対応リスクを抽出したうえで具体的な対策を講じる等、当社グループを取り巻くリスクを適切に管理し、リスク発生の防止に努めるなどの活動を行っております。各主要部門の担当取締役、執行役員及び従業員を中心に構成され、社内外における情報を収集し、様々な観点からリスク分析を行い、リスクに応じた対応策を検討、実施しております。

委員長は、取締役専務執行役員小野達郎氏、構成員は、百村正宏氏、当社執行役員1名、当社従業員1名、当社グループ会社取締役及び幹部社員9名であります。

・内部統制委員会

内部統制委員会は、金融商品取引法及び同施行令等に規程される決算財務報告の適正性を確保する観点から、当社及び当社グループにおける財務報告にかかる内部統制報告制度の構築及び適切な運営を図るために設置しております。内部統制を行う各組織の部門責任者及び当社グループの代表取締役社長を内部統制の管理責任者として、日々の業務を通じ部門の内部統制システムの構築、管理を行っております。

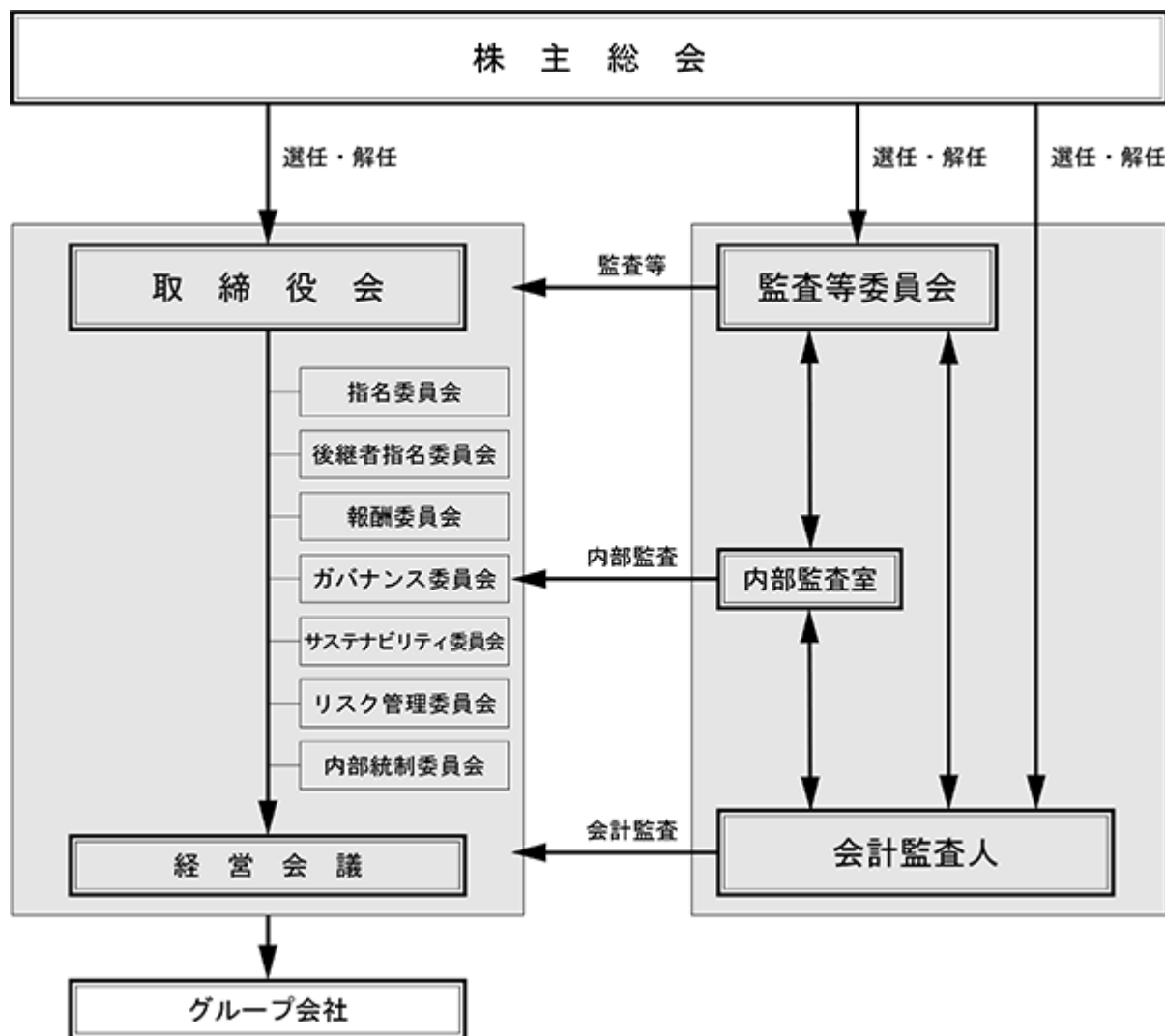
委員長は、代表取締役社長中谷貴之氏、構成員は、高嶋栄氏、小野達郎氏、百村正宏氏であります。

・経営会議

当社は、意思決定及び監督を行う取締役会の機能と業務執行を行う執行役員の機能を分離し、職務権限規程にてその範囲を定めております。取締役会で決定された方針を速やかに業務執行するために、取締役及び執行役員で構成される経営会議を取締役会の下に設置しております。経営会議は、取締役会での決議事項を除く重要議案について事前に検討・議論し、取締役会の審議の充実を図るほか、取締役会付議には至らない重要議案についての意思決定と情報共有を行っております。

議長は、代表取締役社長中谷貴之氏、構成員は、高嶋栄氏、小野達郎氏、百村正宏氏、当社執行役員 5 名であります。

・コーポレート・ガバナンス体制の状況（2021年12月31日現在）



企業統治に関するその他の事項

(1) 業務の執行体制

当社では、取締役会の意思決定並びに業務執行の監督機能と、各事業本部の業務執行機能を峻別するため、執行役員制度を導入しております。取締役会で決定された方針に従い、執行役員は日常業務の執行にあたっております。なお、当社では取締役会とは別に執行役員で構成された経営会議を月に1回開催し業務の執行状況の確認、意思統一を図る体制をとっております。

(2) 内部統制システムの整備の状況

当社グループは「人・企業・社会の未来を創る」というグループ理念と「仕事を通じて、人と企業を幸せにする 常に社会に必要とされるグループ経営をめざす」というグループビジョンを当社グループの役員、従業員によって具現化するべく、適切な組織の構築、社内規程・ルール等の制定、情報の伝達及び業務執行のモニタリングを行う体制として内部統制システムを整備、運用しております。これを適宜見直し、改善していくことで業務の適正性を確保しております。

(3) リスク管理体制の整備状況

当社は損失のリスクの管理を含めた危機管理を行う全社横断的な組織として、リスク管理委員会を設置しております。各主要部門の担当取締役、執行役員及び従業員を中心に構成され、社内外における情報を収集し、様々な観点からリスク分析を行い、リスクに応じた対応策を検討、実施しております。

(4) 内部統制システム構築の基本方針

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ 当社グループは社会的責任に対する基本姿勢を示す「グループコンプライアンス規程」及び「グループ企業倫理行動憲章」を制定し、当社グループの役員、従業員が法令、社内規程・ルール等に従い、高い倫理観を持ち良識ある行動をとれるよう、その基準を明確にします。
- ロ 当社グループは適切な内部統制システムを構築し、運用しております。また、当社及びグループ会社の業務執行が法令、社内規程・ルール等に則って適正に行われていること、当社グループの内部統制システムの適正な運用を監査するとともに、必要に応じて改善のための提案を行うため、監査等委員会直轄の内部監査部門として内部監査室を設置し、当社及びグループ会社の内部監査を行います。
- ハ 取締役及び使用人は、重大な法令違反その他法令、社内規程・ルール等の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。
- ニ 違法行為、社会規範や企業倫理に反する行為を防止・是正するため、「グループホットライン規程」を制定し、当社グループに従事する者からの「社内ホットライン」を整備するなどコンプライアンス体制の充実に努めるほか、会議やeラーニングを含めた研修等を通じ、役員及び従業員のコンプライアンスに対する意識の向上に努めております。
- ホ 当社グループは社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人や団体には断固たる態度で臨みます。

- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役の意思決定や職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。
- ロ 組織的かつ効率的な業務遂行のために、各組織、各職位の責任と権限の体系を明確にした「職務権限規程」及び「職務権限基準」を制定します。
- ハ 取締役会の決議により、業務執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任し業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定と業務執行の効率化を図ります。
- ニ 当社グループの事業活動の連携と業務執行状況の確認、意思統一を図る機関として「経営会議」を設置し、当社グループ内の重要事項について審議します。
- ホ 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、各グループ会社・各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期に計画した業績目標の達成を図ります。

- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ 取締役の職務執行に関する決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「文書管理規程」、「機密文書管理規程」に基づき適切に保存・管理します。
- ロ 情報の保護については「情報セキュリティ管理規程」を整備し、重要度に応じた閲覧権限の明確化、パスワード管理、情報の漏洩・改ざん・破壊防止の措置などについて役員、従業員に対して周知徹底を図ります。

- 損失のリスクの管理に関する規程その他の体制
- イ 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、「リスク管理委員会」を設置し、重点対応リスクを抽出したうえで具体的な対策を講じる等、当社グループを取り巻くリスクを適切に管理する体制の整備に努めます。
- ロ 当社グループの損失のリスクの管理に関して「グループ危機管理規程」を整備し、損失防止の管理体制を強化します。

- 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ グループ各社における経営については、その自主性を尊重しつつ、当社グループの「グループ理念」と「グループビジョン」に示される基本的な考えを共有します。
- ロ 経営の健全性及び効率性の向上を図るため、当社からグループ会社に取り締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、グループ会社との情報交換及び協議を行うため「グループ経営会議」を開催します。
- ハ グループ会社に対する調査・監査実施の体制として、監査等委員、会計監査人による監査に加えて内部

監査も実施し、内部統制の有効性と妥当性を確保します。

- ニ グループ会社の業務運営等を管理するため「グループ会社管理規程」を制定します。
 - ホ グループ会社における経営の健全性の向上及び業務の適正への確保が必要なときは、「グループ会社管理規程」に従い、グループ会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とする体制を整備します。
 - ヘ 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、当社グループにおける財務報告に係る全社的な内部統制及び個別の業務プロセスの統制システムを整備するとともに、適正かつ有効な運用及び評価を行います。
 - 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - イ 取締役は、監査等委員の求めがあれば、従業員を監査等委員の職務の補助に従事させることとします。
 - ロ 監査等委員補助者は、監査等委員の職務の補助に専従するものとし、補助者の人事異動、人事考課については、予め監査等委員の同意を得るなど、業務執行者からの独立性を確保します。

 - 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
 - イ 監査等委員は「取締役会」、「経営会議」等の重要な会議に出席し、経営の状況や意思決定のプロセスについて常に把握し監査を行います。
 - ロ 監査等委員に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、「社内ホットライン」に寄せられた情報等について、求めに応じて取締役及び使用人より迅速かつ有効に報告がなされる体制を整備しています。
- なお、報告者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。
- ハ 監査等委員に対して、内部監査室より内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行っており、監査等委員は必要に応じて内部監査室に調査を求めるなど内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施します。
 - 監査等委員会の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - イ 監査等委員会は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払いまたは償還を受けることができます。
 - ロ 監査等委員会は、その職務の執行に必要と認めるときは、外部の専門家を利用することができ、これに要する費用はイによるものとします。

 - その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ 監査等委員会の過半数は社外取締役とし、監査の透明性を担保するとともに、監査等委員会は代表取締役、取締役と必要に応じ会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換し、必要と判断される要請を行うなど、代表取締役、取締役との相互認識を深めます。
 - ロ 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行います。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、経営及び業務執行に関わる意思決定機関として取締役会を月1回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、グループ会社の月次報告の業績分析・評価を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点より審議しました。また、当社取締役、執行役員及び常勤監査等委員が出席する「経営会議」を月1回開催し、当社グループ内の重要事項について審議を行いました。

- 内部監査

当社の内部統制システムの運用の適正性について、内部監査室が当社及びグループ会社の監査を実施し、監査の結果を当社代表取締役及び監査等委員に報告いたしました。

当社では、監査等委員3名のうち2名を社外取締役としており、監査の透明性を確保する体制としております。

- コンプライアンス

当社グループの役員、従業員のコンプライアンスに対する意識を高めるため、会議やeラーニングを含めた研修等を通じて、コンプライアンス教育を推進いたしました。

- リスクマネジメント

当社に「リスク管理委員会」を設置し、当社及び当社グループにおける潜在リスクの評価、リスク発生の防止に努めるなど活動を行ってまいりました。また、当社グループにおいて「グループ企業倫理行動憲章」を制定し、反社会的勢力を排除するため、その条項を定めるとともに、新規の取引先においては与信申請時で確認し、適宜実施いたしました。

そのほか、当社及び当社グループを対象に「社内ホットライン」を設置し、当社及び当社グループの役員・従業員への周知を行いました。なお、当社顧問弁護士、社外の監査等委員が窓口となり会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を把握できる体制としております。

(5) 当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、その社会的責任における重要性を鑑み、反社会的勢力と一切の関係をもたないことを規範とし、当社グループの「グループコンプライアンス規程」において、その行動指針を定めており、当社グループの社員は「グループコンプライアンス規程」の行動規範に則り、指針に定められた行動をとることを入社時に誓約しております。

また、当社では、反社会的勢力を排除するための法的制度に則った社内制度の整備、早期情報把握のための危機管理制度の整備、有事の際の担当部署設置と経営トップを含めた全社的対応の徹底を図っております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

- 危機管理制度を定め、組織として「リスク管理委員会」を設置し、早期情報把握に努めております。また、管轄部署を総務部とし、これらの情報把握に基づく、迅速な経営トップへの報告、対処の体制を構築しております。
- この制度をもとに、社内事案の早期把握に基づいた情報の一元管理を実施し、顧問弁護士及び警察等の外部専門機関との連携の強化を図り、反社会的勢力との関係を遮断しております。
- 当社の業務受託時における受託規約の中に、反社会的勢力の排除の条項を記載し、明文化しております。
- 当社の与信管理規程の中で反社会的勢力を排除することの条項を定めるとともに当該規程に基づき与信管理制度を運用しております。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である砂川伸幸氏、光成美樹氏、中尾篤史氏、小林章博氏のそれぞれとの間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D & O保険）契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲には、当社取締役（監査等委員含む）及び執行役員、子会社の取締役、監査役及び執行役員（以下対象役員）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が対象役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、対象役員の職務の執行の適正性が損なわれなようにするための措置を講じております。

(8) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

・自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

・中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、毎年6月30日の基準日として、取締役会決議により、株主又は登録株式質権者に対して、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

・取締役の責任免除

当社は、取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

なお、2016年3月26日開催の第46回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除及び締結済みの責任限定契約については、従前の例によるものであります。

(9) 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、10名以内、監査等委員である取締役については5名以内とする旨を定款に定めております。

(10) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長 グループ CEO	高 嶋 栄	1957年 5月29日生	1980年 4月 1998年 3月 2002年 3月 2003年 3月 2004年 3月 2008年 3月 2010年 3月 2013年 3月 2014年 7月 2018年 8月 2021年 3月	当社入社 取締役大阪経営指導本部長 常務執行役員大阪第一経営支援本部長 取締役常務執行役員大阪経営支援統括本部本部長 取締役専務執行役員経営支援統括本部本部長 代表取締役副社長 副社長執行役員ライン統括本部長 代表取締役社長 社長執行役員CEO 代表取締役社長 社長執行役員CEO 代表取締役社長 グループCEO ㈱船井総合研究所代表取締役社長 社長執行役員 ㈱船井総合研究所 取締役 代表取締役会長 グループCEO (現任)	(注) 3	425
代表取締役 社長 社長執行役員 経営統括本部 本部長	中 谷 貴 之	1968年 8月16日生	1991年 4月 2010年 3月 2013年 3月 2014年 7月 2015年 3月 2016年 3月 2020年 3月 2021年 3月	当社入社 執行役員ライン統括本部第二経営支援副部長 取締役執行役員東京経営支援副本部長兼第一経営支援部長 ㈱船井総合研究所取締役執行役員東京経営支援本部本部長 同社取締役常務執行役員ライン統括本部本部長 船井(上海)商務信息咨询有限公司董事長 ㈱船井総合研究所代表取締役社長 社長執行役員 取締役専務執行役員 事業統括本部本部長 代表取締役社長 社長執行役員(現任)	(注) 3	174
取締役 専務執行役員 スタッフ統括本部 本部長	小 野 達 郎	1963年 5月 8日生	1987年 4月 2003年 3月 2007年 3月 2010年 3月 2011年 1月 2014年 1月 2014年 7月 2015年 1月 2018年 3月 2019年 3月 2020年 1月 2022年 1月	当社入社 執行役員大阪第二経営支援本部本部長 取締役執行役員第一経営支援部長 取締役常務執行役員ライン統括副本部長兼第二経営支援部長 取締役常務執行役員東京経営支援本部長 取締役常務執行役員人財開発本部長 ㈱船井総合研究所取締役常務執行役員人財開発室室長 ㈱船井総合研究所取締役常務執行役員 取締役常務執行役員事業統括本部本部長 取締役専務執行役員事業統括本部本部長 取締役専務執行役員HR本部本部長 取締役専務執行役員スタッフ統括本部本部長(現任)	(注) 3	142

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 社外取締役	砂川 伸 幸	1966年12月8日生	1989年4月 1998年4月 2007年4月 2011年1月 2016年3月 2016年4月 2020年3月	新日本証券(株)(現みずほ証券(株))入社 神戸大学経営学部助教授 同大学院経営学研究科教授 (株)T A S A K I 社外取締役 取締役(現任) 国立大学法人京都大学経営管理大学院 教授(現任) (株)インバウンドテック社外取締役 (現任)	(注) 3	-
取締役 社外取締役	光 成 美 樹	1972年2月29日生	1994年4月 2001年2月 2011年9月 2020年3月 2020年6月 2020年6月	東急不動産(株)入社 富士総合研究所(株)(現みずほ情報総研(株)) 入社 (株)FINEV代表取締役(現任) 取締役(現任) 公益財団法人日本適合性認定協会 理事 (非常勤)(現任) (株)ヤマダホールディングス 社外取締役 (現任)	(注) 3	-
取締役 (監査等委員)	百 村 正 宏	1965年2月27日生	1988年10月 1997年1月 2001年3月 2003年3月 2011年1月 2011年3月 2014年7月 2016年3月	当社入社 管理本部経営管理グループリーダー 船井キャピタル(株)取締役 同社代表取締役社長 同社顧問 監査役 (株)船井総合研究所監査役(現任) 取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注) 4	1
取締役 (監査等委員) 社外取締役	中 尾 篤 史	1969年12月21日生	1991年10月 1995年4月 1995年7月 2000年11月 2005年12月 2006年7月 2013年3月 2016年3月 2019年12月	太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任 監査法人)入所 公認会計士登録 本郷会計事務所(現辻・本郷税理士法人) 入所 中央シーエスアカウンティング(株)(現C Sアカウンティング(株))取締役 同社専務取締役 税理士登録 監査役 取締役(監査等委員)(現任) C Sアカウンティング(株)代表取締役社長 (現任)	(注) 4	-
取締役 (監査等委員) 社外取締役	小 林 章 博	1970年12月19日生	1999年4月 2007年4月 2009年11月 2010年4月 2013年3月 2016年3月 2017年4月	弁護士登録(大阪弁護士会) 中央総合法律事務所入所 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究 科兼任講師 弁護士法人中央総合法律事務所京都事務 所代表(現任) 京都大学法科大学院非常勤講師 監査役 取締役(監査等委員)(現任) 国立大学法人京都大学法科大学院 特別 教授(現任)	(注) 4	-
計						744

- (注) 1 取締役 砂川伸幸氏及び光成美樹氏は、社外取締役であります。
2 取締役(監査等委員)中尾篤史氏及び小林章博氏は、社外取締役であります。
3 2021年12月期に係る定時株主総会終結の時から2022年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 2021年12月期に係る定時株主総会終結の時から2023年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名で、うち2名は監査等委員である取締役であります。

監査等委員でない社外取締役のうち、砂川伸幸氏は、大学教授として高度な専門知識と高い見識を有し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、当社が上場する金融商品取引所に、独立役員として届け出ております。

また、光成美樹氏は、企業のESG経営や不動産の環境問題、国内外の環境規制に関する専門知識があり、当社グループESG経営を推進するために選任しております。なお、同氏は株式会社FINEVの代表取締役であります。同社と当社及び同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、当社が上場する金融商品取引所に独立役員として届け出ております。

監査等委員である社外取締役のうち、中尾篤史氏は、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、当社の経営に対して提言及び取締役会の適法性・妥当性を監査していただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、同氏はCSアカウンティング株式会社の代表取締役社長であります。同社と当社及び同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、当社が上場する金融商品取引所に独立役員として届け出ております。

また、小林章博氏は、弁護士としての豊富な経験と識見を活かし、当社の経営に対して提言及び取締役会の適法性・妥当性を監査していただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、同氏は中央総合法律事務所の京都事務所代表であります。同法律事務所と当社及び同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、当社が上場する金融商品取引所に、独立役員として届け出ております。

当社においては、社外取締役の選任にあたっては東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考に、当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係を確認し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を複数名確保することとしております。その他、監査等委員である社外取締役は監査等委員会において会計監査人から監査結果等の報告を受けており、また、必要に応じて常勤の監査等委員である取締役を通じ、内部監査室との相互連携を図っております。

社外取締役と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査室では年間計画を期初に立案し、年間を通じ整齊とした監査を行っております。内部監査の結果は、代表取締役社長及び監査等委員会に監査報告を具申し、内容を検討し、改善指示書を作成の上、改善案を実行する体制となっております。なお、監査対象にはグループ会社も含んでおり、必要に応じて臨時の監査も行っております。

監査等委員会は、取締役会と連動して毎月1回開催され迅速かつ公正な監査体制がとられており、会計監査人と監査方針及びスケジュール等の打合せ及び相互の情報交換を行い、監査の実効性を高める工夫を行っております。また、全部署の業務につき、常勤監査等委員（1名）を中心に計画的・網羅的監査が実施されております。さらに、会計監査人による会計監査の結果は監査等委員会及び内部監査室にも報告され、内部統制の指摘事項等につき改善が行われているか随時監査できる体制をとっております。当社の内部監査室、監査等委員会、会計監査人は必要に応じ相互に情報の共有及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質向上及び内部統制機能の充実を図っております。

社外取締役は、取締役会を通じ、監査等委員会の監査及び会計監査の監査状況、内部監査室の内部統制監査状況を把握し、必要に応じて意見の交換を行うなど相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

監査等委員会は、監査等委員3名で構成されており、うち2名が社外取締役であります。監査等委員会は、取締役会と連動して毎月1回開催され迅速かつ公正な監査体制がとられており、会計監査人と監査方針及びスケジュール等の打合せ及び相互の情報交換を行い、監査の実効性を高める工夫を行っております。また、全部署の業務につき、常勤監査等委員(1名)を中心に計画的・網羅的監査が実施されております。さらに、会計監査人による会計監査の結果は監査等委員会にも報告され、内部統制の指摘事項等につき改善がなされているか随時監査できる体制をとっております。なお、常勤監査等委員の百村正宏氏は、当社の財務部門において10年以上の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、中尾篤史氏は、公認会計士、税理士及び会社経営者としての経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、小林章博氏は、弁護士として、法務に関する相当程度の知見を有しており、多角的な監査が行われる体制を整備しております。

当社の内部監査室、監査等委員会、会計監査人は必要に応じ相互に情報の共有及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上及び内部統制機能の充実を図っております。

当事業年度において当社は監査等委員会を月1回程度開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
百村 正宏	13	13
中尾 篤史	13	13
小林 章博	13	13

監査等委員会における主な検討事項として、監査の方針および監査実施計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法および結果の妥当性等となります。

また、常勤の監査等委員の活動として、経営会議等の社内の重要な会議に参加し、社内の情報収集、内部統制システムの運用状況を監視・検証し、他の監査等委員との情報共有や意思疎通を図っております。

内部監査の状況

内部監査室は、専任者2名体制で、年間計画を期初に立案し、年間を通じ整齊とした監査を行っております。内部監査の結果は、代表取締役社長及び監査等委員会に監査報告を具申し、内容を検討し、改善指示書を作成の上、改善案を実行する体制となっております。なお、監査対象には子会社も含んでおり、必要に応じて臨時の監査も行なっております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

9年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 鈴木朋之

指定有限責任社員 業務執行社員 木戸脇美紀

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、公認会計士試験合格者7名、その他2名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、品質管理、独立性、専門性、監査報酬、監査計画等の妥当性を確認し、監査実績等を踏まえたうえで、総合的に勘案し、選定しております。なお、当社は会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を定めており、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

f. 監査等委員会による会計監査人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人の監査体制及び職務遂行状況等を総合的に評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	21,500	1,100	23,800	
連結子会社	9,000		9,000	
計	30,500	1,100	32,800	

(注) 非監査業務に基づく報酬は、公認会計士法第2条第1項の業務以外である新収益認識基準の適用に関する助言業務等について対価を支払っております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(デロイトトーマツ)に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査報酬は、監査日数等を勘案し、監査等委員会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等について検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、基本方針として、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、株主との価値の共有を図る上でコーポレートガバナンス上の重要事項と捉え、それらを達成するための健全なインセンティブのひとつとして機能させることと、優秀な人材を確保・維持し、啓発・報奨することと、報酬制度の決定プロセスが透明性・客観性の高いプロセスであることとしております。また、その決定方法は、取締役（監査等委員でない取締役）については報酬委員会において審議・検討し、代表取締役が取締役に諮り、取締役会において決定しております。取締役（監査等委員）については監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び報酬委員会の活動内容は、報酬委員会において役員報酬の決定に関する方針を複数回にわたり審議・検討し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容について職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、複数回にわたり審議・検討しております。それらの答申を踏まえて代表取締役が取締役に諮り決定いたしました。

・報酬体系及び業績連動の仕組み

監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別し、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の報酬体系は、以下のもので構成され、報酬の配分比率は役位・職責に応じて基本報酬が定められ、それに応じて業績報酬、業績連動報酬（株式報酬）が変動するものとする。

< 固定報酬 >

月例定額報酬とし、以下のとおりとする。

・基本報酬

業績に連動しない、役位・職責に応じた金銭報酬

・業績報酬

直近決算期における連結売上高及び連結営業利益、連結経常利益によって変動する金銭報酬

上記記載の評価項目及び個人別設定 K P I の達成度による個別評価（S、A、B、C、Dの5段階）

< 業績連動報酬（株式報酬） >

・株式報酬型ストックオプション

株主との価値共有及び中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、

退職時の行使を条件とした株主によるストックオプションを役位・役割・成果等に応じ付与する。

社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬体系は、固定報酬（月例定額報酬）のみとする。

・報酬水準及び報酬額の決定方法

職責に応じた適切な水準及び体系とするため、報酬委員会が審議・検討を行い、業績、事業規模等に見合った報酬額を設定するため、国内の主要同業他社等の報酬水準も考慮する。

報酬委員会は、役員報酬の方針策定、制度の検討、具体的算定方法等について審議を行い、その審議結果に基づき、監査等委員でない取締役報酬については取締役会の決議により決定するとともに、監査等委員である取締役報酬については監査等委員である取締役の協議によって決定する。

・業績連動報酬（株式報酬）と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針等

当社の業績連動報酬（株式報酬）の支給割合は、原則として総額の20%を基準として、成果等に応じて変動するものとする。

・業績報酬及び業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該報酬額の決定方法

当該報酬の決定に際しては、直近決算期の業績達成度（連結売上高、連結営業利益、連結経常利益）の評価のほか、担当する職務、責任、業績、貢献度等の個別に設定した課題の定性評価、中期経営計画の進捗状況の評価を行うものとする。業績達成度の指標は、収益力を測るために用いる。なお、前連結会計年度における業績達成状況におきましては、売上高25,027百万円（2020年10月30日に発表しました業績予想に対する達成率99.7%）、営業利益4,982百万円（同101.7%）、経常利益5,091百万円（同101.8%）となりました。

・取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2020年3月28日開催の第50回定時株主総会において、年額450,000千円以内（うち社外取締役20,000千円以内）と決議し、その枠内において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額100,000千円以内で付与する

ことを決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。また、「会社法の一部を改正する法律」（2019年法律第70号）等の施行に伴い株式報酬型ストックオプションの内容に関する決議事項が明確化されたことを踏まえ、2021年3月27日開催の第51回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の上限を350個（1個の目的である株式の数は180株）とし、株式の上限を63,000株と決議いたしております。ただし、この報酬等の額には、執行役員兼務取締役の執行役員報酬は含まないものとしております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。なお、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年3月26日開催の第46回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しており、その権限の内容及び裁量の範囲については、以下のとおりです。当社は監査等委員会設置会社であります。任意で報酬委員会を設置しており、当該報酬委員会は、過半数（3名）が社外取締役で構成し、かつ、委員長を社外取締役とし、客観性・透明性を確保しております。報酬委員会は、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容について職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、審議・検討を行い、それらの答申を踏まえて代表取締役が取締役会に諮り、取締役会において個人別の報酬等の額を最終審議のうえ決定しております。また、取締役（監査等委員）の報酬等の額については監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬 (基本報酬+業績報酬)	ストック オプション	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	254,284	231,250	23,034	-	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	22,000	22,000	-	-	1
社外取締役	30,500	30,500	-	-	4

役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の総額(千円)			連結報酬等の 総額(千円)
			基本報酬	ストック オプション	退職慰労金	
高嶋 栄	代表取締役	提出会社	120,253	7,801	-	128,054

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(千円)	対象となる役員の 員数(名)	内容
68,948	3	執行役員を兼務する取締役の執行役員報酬であります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的に保有する投資株式を純投資目的の投資株式、その他の投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、持続的な企業価値向上に資すると判断され、その保有の意義が認められる場合は、株式を保有することとしております。保有目的および合理性について中長期的な観点から精査し、保有の適否を毎年、取締役会において検証しております。保有の適否検証においては、投資先企業との協働の状況、事業への影響、取引による当社利益への寄与度等を考慮しております。検証の結果、保有目的および合理性が乏しいと判断される株式については、事業や市場への影響に配慮しつつ売却を進めてまいります。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	544
非上場株式以外の株式	3	248,344

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)中央倉庫	193,300	193,300	営業上の取引関係の維持、強化を目的として 保有しております。	有
	189,627	226,161		
(株)三菱UFJ フィナンシャル・グループ	58,110	58,110	営業上の取引関係の維持、強化を目的として 保有しております。	無(注1)
	36,312	26,503		
(株)三井住友フィ ナンシャルグ ループ	5,682	5,682	営業上の取引関係の維持、強化を目的として 保有しております。	無(注1)
	22,404	18,114		

(注) 1. 保有先企業は当社の株式を保有していませんが、同社子会社が当社の株式を保有しています。

2. 定量的な保有効果は記載が困難であるため記載しておりませんが、保有の合理性は、上記 a. で記載の方法により検証しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、また、定期的に監査法人の主催するセミナーに参加する等により、的確に対応することができる体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,216,419	14,675,155
受取手形及び売掛金	2,741,126	3,191,781
有価証券	304,771	100,000
仕掛品	130,721	184,105
原材料及び貯蔵品	9,908	10,986
その他	951,571	875,363
貸倒引当金	49,817	40,657
流動資産合計	16,304,701	18,996,734
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,234,799	1,195,629
土地	4,602,643	4,596,717
その他（純額）	149,994	124,850
有形固定資産合計	1 5,987,438	1 5,917,197
無形固定資産		
借地権	322,400	322,400
ソフトウェア	256,251	298,339
その他	96,735	84,678
無形固定資産合計	675,386	705,418
投資その他の資産		
投資有価証券	4,053,809	4,241,507
退職給付に係る資産	463,062	540,005
その他	475,851	490,826
貸倒引当金	8,258	6,929
投資その他の資産合計	4,984,465	5,265,410
固定資産合計	11,647,290	11,888,026
資産合計	27,951,991	30,884,761

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	406,535	535,623
短期借入金	2 200,000	2 200,000
1年内返済予定の長期借入金	-	100,000
未払法人税等	841,931	1,325,288
その他	2,549,217	2,876,104
流動負債合計	3,997,683	5,037,015
固定負債		
長期借入金	100,000	-
退職給付に係る負債	68,088	69,872
繰延税金負債	56,128	43,657
その他	41,673	47,050
固定負債合計	265,891	160,579
負債合計	4,263,574	5,197,595
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,125,231	3,125,231
資本剰余金	2,946,634	2,946,763
利益剰余金	20,565,065	22,664,750
自己株式	3,560,378	3,826,322
株主資本合計	23,076,553	24,910,422
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	75,241	76,859
為替換算調整勘定	17,074	23,992
退職給付に係る調整累計額	127,122	72,760
その他の包括利益累計額合計	34,806	28,090
新株予約権	646,669	748,651
純資産合計	23,688,416	25,687,165
負債純資産合計	27,951,991	30,884,761

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	25,027,840	28,813,372
売上原価	17,027,136	19,512,340
売上総利益	8,000,704	9,301,032
販売費及び一般管理費	1 3,018,249	1 2,951,826
営業利益	4,982,455	6,349,205
営業外収益		
受取利息	18,577	21,532
受取配当金	8,816	6,997
投資有価証券売却益	55,245	38,554
投資有価証券評価益	3,122	2,086
保険配当金	33,455	33,768
その他	28,002	28,250
営業外収益合計	147,219	131,191
営業外費用		
支払利息	4,740	4,933
投資有価証券評価損	7,438	1,350
投資事業組合管理費	3,272	2,738
為替差損	8,047	3,566
寄付金	12,000	25,500
その他	2,586	2,799
営業外費用合計	38,084	40,888
経常利益	5,091,590	6,439,508
特別利益		
固定資産売却益	2 176	2 16
投資有価証券売却益	159,912	-
特別利益合計	160,089	16
特別損失		
固定資産売却損	-	3 3,576
減損損失	5 70,000	-
固定資産除却損	4 5,135	4 10,935
退職給付制度改定損	-	9,339
特別損失合計	75,135	23,851
税金等調整前当期純利益	5,176,543	6,415,673
法人税、住民税及び事業税	1,640,018	2,083,037
法人税等調整額	37,850	41,236
法人税等合計	1,677,868	2,041,800
当期純利益	3,498,675	4,373,872
親会社株主に帰属する当期純利益	3,498,675	4,373,872

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
当期純利益	3,498,675	4,373,872
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	136,333	1,617
為替換算調整勘定	928	6,917
退職給付に係る調整額	12,167	54,362
その他の包括利益合計	1, 2 147,573	1, 2 62,897
包括利益	3,351,101	4,436,770
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,351,101	4,436,770

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,125,231	2,947,675	19,731,165	3,342,957	22,461,115
当期変動額					
剰余金の配当			2,140,514		2,140,514
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,498,675		3,498,675
自己株式の取得				749,582	749,582
自己株式の処分		1,040	4,793	3,105	6,859
自己株式の消却			529,055	529,055	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	1,040	833,899	217,421	615,437
当期末残高	3,125,231	2,946,634	20,565,065	3,560,378	23,076,553

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	211,575	16,146	114,954	112,766	591,243	23,165,126
当期変動額						
剰余金の配当						2,140,514
親会社株主に帰属する 当期純利益						3,498,675
自己株式の取得						749,582
自己株式の処分						6,859
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	136,333	928	12,167	147,573	55,425	92,147
当期変動額合計	136,333	928	12,167	147,573	55,425	523,290
当期末残高	75,241	17,074	127,122	34,806	646,669	23,688,416

当連結会計年度(自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,125,231	2,946,634	20,565,065	3,560,378	23,076,553
当期変動額					
剰余金の配当			2,274,187		2,274,187
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,373,872		4,373,872
自己株式の取得				266,079	266,079
自己株式の処分		128		134	263
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	128	2,099,685	265,944	1,833,869
当期末残高	3,125,231	2,946,763	22,664,750	3,826,322	24,910,422

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	75,241	17,074	127,122	34,806	646,669	23,688,416
当期変動額						
剰余金の配当						2,274,187
親会社株主に帰属する 当期純利益						4,373,872
自己株式の取得						266,079
自己株式の処分						263
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,617	6,917	54,362	62,897	101,982	164,879
当期変動額合計	1,617	6,917	54,362	62,897	101,982	1,998,748
当期末残高	76,859	23,992	72,760	28,090	748,651	25,687,165

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	5,176,543	6,415,673
減価償却費	280,839	240,553
減損損失	70,000	-
のれん償却額	34,290	23,442
株式報酬費用	62,026	101,982
貸倒引当金の増減額(は減少)	10,526	10,489
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	2,033	22,580
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	7,212	1,783
投資有価証券評価損益(は益)	4,315	735
投資有価証券売却損益(は益)	215,158	38,554
受取利息及び受取配当金	27,393	28,530
支払利息	4,740	4,933
為替差損益(は益)	511	3,307
寄付金	12,000	25,550
有形固定資産売却損益(は益)	176	3,559
有形固定資産除却損	2,427	2,516
無形固定資産除却損	2,708	8,419
売上債権の増減額(は増加)	128,977	449,762
その他の資産の増減額(は増加)	270,965	489,920
その他の負債の増減額(は減少)	296,173	475,826
その他	10,072	5,078
小計	4,995,293	6,272,053
利息及び配当金の受取額	41,475	42,901
利息の支払額	4,615	4,937
法人税等の支払額	1,958,765	1,610,671
法人税等の還付額	454,299	540,635
寄付金の支払額	12,000	25,550
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,515,687	5,214,432
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の売却及び償還による収入	1,000,000	304,615
投資有価証券の取得による支出	705,550	724,985
投資有価証券の売却及び償還による収入	192,231	416,812
有形固定資産の取得による支出	48,277	63,237
無形固定資産の取得による支出	175,138	155,336
その他	176	2,366
投資活動によるキャッシュ・フロー	263,441	219,766
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	200,000	-
社債の償還による支出	500,000	-
リース債務の返済による支出	9,653	9,103
自己株式の取得による支出	749,988	266,222
自己株式の売却による収入	258	263
配当金の支払額	2,135,581	2,272,285
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,194,965	2,547,348
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,702	11,418
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	585,864	2,458,736
現金及び現金同等物の期首残高	11,630,554	12,216,419
現金及び現金同等物の期末残高	1 12,216,419	1 14,675,155

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

株式会社船井総合研究所、株式会社船井総研コーポレトリレーションズ、
船井(上海)商務信息咨询有限公司、船井総研ロジ株式会社、株式会社HR Force、
株式会社船井総研ITソリューションズ、株式会社プロシード、新和コンピュータサービス株式会社
全ての子会社を連結の範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 - 社

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

原則として時価法

たな卸資産

個別法による原価法(連結貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは20年以内の合理的な償却期間を見積もり、定額法により償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

2 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年改正)については、2023年12月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,496,831千円	2,591,441千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と貸出コミットメント契約を締結しております。連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
貸出コミットメントの総額	3,000,000千円	3,000,000千円
借入実行残高	200,000千円	200,000千円
差引額	2,800,000千円	2,800,000千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
役員報酬	620,547千円	630,008千円
従業員給料	1,022,399千円	1,005,947千円
退職給付費用	36,132千円	36,407千円

2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
有形固定資産その他	176千円	16千円
計	176千円	16千円

3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
土地	- 千円	3,576千円
計	- 千円	3,576千円

4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
建物及び構築物	2,427千円	124千円
有形固定資産その他	- 千円	2,391千円
ソフトウェア	2,708千円	3,946千円
無形固定資産その他	- 千円	4,472千円
計	5,135千円	10,935千円

5 減損損失

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
(株)HR Force (東京都千代田区)	事業用資産	ソフトウェア（無形固定資産）

当社グループは、事業の種類別セグメントを基礎としてグルーピングを行っております。連結子会社である株式会社HR Forceについて、ダイレトリクルーティング事業における当初想定した収益の獲得が将来にわたって見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（70,000千円）として特別損失に計上しております。

当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4.31%で割り引いて算定しております。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	7,927千円	49,017千円
組替調整額	188,510千円	46,686千円
計	196,437千円	2,331千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	928千円	6,917千円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	52,210千円	34,927千円
組替調整額	34,129千円	44,078千円
計	18,080千円	79,005千円
税効果調整前合計	213,590千円	88,254千円
税効果額	66,017千円	25,356千円
その他の包括利益合計	147,573千円	62,897千円

2 その他の包括利益に係る税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
税効果調整前	196,437千円	2,331千円
税効果額	60,104千円	713千円
税効果調整後	136,333千円	1,617千円
為替換算調整勘定		
税効果調整前	928千円	6,917千円
税効果額	-千円	-千円
税効果調整後	928千円	6,917千円
退職給付に係る調整額		
税効果調整前	18,080千円	79,005千円
税効果額	5,913千円	24,643千円
税効果調整後	12,167千円	54,362千円
その他の包括利益合計		
税効果調整前	213,590千円	88,254千円
税効果額	66,017千円	25,356千円
税効果調整後	147,573千円	62,897千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	53,000,000	-	500,000	52,500,000

(変動事由の概要)

減少の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 500,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,220,991	293,771	502,990	3,011,772

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく買受けによる増加 290,000株

単元未満株式の買取りによる増加 3,771株

減少の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 500,000株

ストック・オプションの権利行使による減少 2,880株

単元未満株式の買増請求による減少 110株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式					646,669

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月28日 定時株主総会	普通株式	1,144,917	23	2019年12月31日	2020年3月30日
2020年8月20日 取締役会	普通株式	995,596	20	2020年6月30日	2020年9月14日

(注) 2020年3月28日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、記念配当3円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,237,205	25	2020年12月31日	2021年3月29日

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	52,500,000	-	-	52,500,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,011,772	109,274	110	3,120,936

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく買受けによる増加 106,900株

単元未満株式の買取りによる増加 2,374株

減少の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 110株

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式					748,651

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月27日 定時株主総会	普通株式	1,237,205	25	2020年12月31日	2021年3月29日
2021年8月3日 取締役会	普通株式	1,036,982	21	2021年6月30日	2021年8月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,333,234	27	2021年12月31日	2022年3月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金勘定	12,216,419千円	14,675,155千円
有価証券勘定	304,771千円	100,000千円
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	- 千円	- 千円
償還期間が3ヶ月を 超える債券等	304,771千円	100,000千円
現金及び現金同等物	12,216,419千円	14,675,155千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務機器、コンピュータ及びその周辺機器であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

- 1 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金については主に銀行借入によって調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内の与信管理規程に沿って信用リスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であります。これらは、発行体等の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等をモニタリングし、財務状況の悪化や事業計画の変更等の把握に努めております。なお、債券については、資金運用規程に従い格付の高い商品を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

- (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2参照)。

前連結会計年度(2020年12月31日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	12,216,419	12,216,419	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,741,126		
貸倒引当金(*)	49,817		
	2,691,308	2,691,308	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,716,955	1,715,289	1,666
その他有価証券	2,542,441	2,542,441	-
資産計	19,167,125	19,165,458	1,666
(4) 支払手形及び買掛金	406,535	406,535	-
(5) 短期借入金	200,000	200,000	-
(6) 長期借入金	100,000	100,754	754
負債計	706,535	707,289	754

(*) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注)1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	12,545
投資事業組合等への出資金	86,638

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	12,216,419	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,741,126	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	-	-	-	-
満期保有目的の債券 社債	304,771	805,550	-	606,634
その他有価証券のうち満期が あるもの 社債	-	528,030	399,664	402,252
合計	15,262,317	1,333,580	399,664	1,008,886

(注) 4 リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	200,000	-	-	-	-	-
長期借入金	-	100,000	-	-	-	-
リース債務	9,103	938	-	-	-	-
合計	209,103	100,938	-	-	-	-

当連結会計年度(2021年12月31日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,675,155	14,675,155	-
(2) 受取手形及び売掛金	3,191,781		
貸倒引当金(*)	40,657		
	3,151,124	3,151,124	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,016,744	2,040,750	24,006
その他有価証券	2,218,555	2,218,555	-
資産計	22,061,579	22,085,585	24,006
(4) 支払手形及び買掛金	535,623	535,623	-
(5) 短期借入金	200,000	200,000	-
(6) 長期借入金	100,000	99,970	29
負債計	835,623	835,593	29

(*) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注)1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	12,544
投資事業組合等への出資金	93,663

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,675,155	-	-	-
受取手形及び売掛金	3,191,781	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	-	-	-	-
満期保有目的の債券 社債	100,000	1,214,334	100,000	602,409
その他有価証券のうち満期が あるもの 社債	-	523,276	-	400,068
合計	17,966,937	1,737,610	100,000	1,002,477

(注) 4 リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	200,000	-	-	-	-	-
長期借入金	100,000	-	-	-	-	-
リース債務	3,083	1,980	1,980	1,980	1,815	-
合計	303,083	1,980	1,980	1,980	1,815	-

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
社債	706,747	708,205	1,458
その他	-	-	-
小計	706,747	708,205	1,458
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
社債	1,010,208	1,007,083	3,125
その他	-	-	-
小計	1,010,208	1,007,083	3,125
合計	1,716,955	1,715,289	1,666

当連結会計年度(2021年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
社債	608,735	636,255	27,520
その他	-	-	-
小計	608,735	636,255	27,520
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
社債	1,408,008	1,404,495	3,513
その他	-	-	-
小計	1,408,008	1,404,495	3,513
合計	2,016,744	2,040,750	24,006

3 その他有価証券

前連結会計年度(2020年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	244,275	165,482	78,793
債券	-	-	-
その他	694,236	654,632	39,603
小計	938,511	820,114	118,396
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	26,503	28,424	1,920
債券	1,329,946	1,334,509	4,563
その他	247,480	249,382	1,902
小計	1,603,930	1,612,317	8,386
合計	2,542,441	2,432,431	110,009

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額99,183千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2021年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	248,344	193,906	54,437
債券	-	-	-
その他	695,763	651,120	44,642
小計	944,107	845,027	99,080
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	-	-	-
債券	923,344	924,553	1,209
その他	351,103	354,617	3,514
小計	1,274,447	1,279,171	4,724
合計	2,218,555	2,124,198	94,356

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額106,207千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

区分	売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
その他有価証券	192,231	159,912	-
合計	192,231	159,912	-

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

区分	売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
その他有価証券	16,812	2,554	-
合計	16,812	2,554	-

5 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度、複数事業主制度の企業年金基金制度、中小企業退職金共済制度及び退職一時金制度を採用しております。

複数事業主制度の企業年金制度については、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に処理しております。

また、退職一時金制度（非積立型制度ではありますが、中小企業年金共済制度の積立額から支給されるものがあります。）については、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,106,836	1,204,648
勤務費用	118,706	123,753
利息費用	8,849	9,603
数理計算上の差異の発生額	49,304	2,155
退職給付の支払額	79,049	83,606
退職給付制度改定に伴う減少額	-	6,552
退職給付債務の期末残高	1,204,648	1,250,001

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
年金資産の期首残高	1,580,033	1,667,710
期待運用収益	23,700	24,879
数理計算上の差異の発生額	2,905	37,082
事業主からの拠出額	145,932	154,213
退職給付の支払額	79,049	83,606
退職給付制度改定に伴う減少額	-	10,272
年金資産の期末残高	1,667,710	1,790,007

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,204,648	1,250,001
年金資産	1,667,710	1,790,007
	463,062	540,005
非積立型制度の退職給付債務	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	463,062	540,005
退職給付に係る資産	463,062	540,005
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	463,062	540,005

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
勤務費用	118,706	123,753
利息費用	8,849	9,603
期待運用収益	23,700	24,879
数理計算上の差異の費用処理額	34,129	38,459
退職給付制度改定損(注)	-	9,339
確定給付制度に係る退職給付費用	137,985	137,597

(注) 退職給付制度改定損は特別損失に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
数理計算上の差異	18,080	79,005

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
未認識数理計算上の差異	185,588	106,582

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
国内債券	21.7%	27.6%
国内株式	9.2%	4.2%
外国債券	29.4%	26.8%
外国株式	13.1%	14.3%
一般勘定	23.9%	23.3%
短期資金	2.7%	3.8%
合計	100.0%	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

保有している年金資産の構成、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
割引率	主として0.9%	主として0.9%
長期期待運用収益率	1.5%	1.5%
予想昇給率	5.2%	5.2%

3 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	60,876	68,088
退職給付費用	13,382	13,143
退職給付の支払額	261	5,464
制度への拠出額	5,909	5,896
退職給付に係る負債の期末残高	68,088	69,872

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	68,088	69,872
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	68,088	69,872
退職給付に係る負債	68,088	69,872
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	68,088	69,872

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度13,382千円 当連結会計年度13,143千円

4 確定拠出制度

確定拠出制度（確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の企業年金基金制度及び中小企業退職金共済制度を含む。）への要拠出額は、前連結会計年度103,084千円、当連結会計年度109,296千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上原価の株式報酬費用	6,674千円	8,435千円
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	55,352千円	93,546千円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

当社は、2014年7月1日付で、持株会社体制への移行に伴う会社分割を行い、2016年1月1日付及び2018年1月1日付で、株式分割（普通株式1株につき1.2株の割合、普通株式1株につき1.5株の割合）を行っておりますが、以下は、決議時点の内容で記載しております。

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
名称	2012- 新株予約権	2013- 新株予約権	2014- 新株予約権	2015- 新株予約権
決議年月日	2012年4月17日	2013年4月16日	2014年4月15日	2015年5月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 (社外取締役を除く) 当社執行役員6名	当社取締役7名 (社外取締役を除く) 当社執行役員6名	当社取締役7名 (社外取締役を除く) 当社執行役員6名	当社取締役5名 (社外取締役を除く) 当社執行役員2名 子会社取締役8名 子会社執行役員4名
株式の種類及び付与数	普通株式 70,200株	普通株式 72,000株	普通株式 72,000株	普通株式 93,600株
付与日	2012年5月7日	2013年5月7日	2014年5月7日	2015年6月18日
権利確定条件	当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したこととする。	当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したこととする。	当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したこととする。	割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したこととする。
対象勤務期間	-	-	-	-
権利行使期間	2012年5月8日～ 2042年5月7日	2013年5月8日～ 2043年5月7日	2014年5月8日～ 2044年5月7日	2015年6月19日～ 2045年6月18日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
名称	2016- 新株予約権	2017- 新株予約権	2018- 新株予約権	2019- 新株予約権	2021- 新株予約権
決議年月日	2016年4月21日	2017年4月21日	2018年4月20日	2019年4月18日	2021年4月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 (監査等委員及び社外取締役を除く) 当社執行役員2名 子会社取締役7名 子会社執行役員5名	当社取締役4名 (監査等委員及び社外取締役を除く) 当社執行役員2名 子会社取締役7名 子会社執行役員8名	当社取締役3名 (監査等委員及び社外取締役を除く) 当社執行役員3名 子会社取締役13名 子会社執行役員6名	当社取締役3名 (監査等委員及び社外取締役を除く) 当社執行役員3名 子会社取締役18名 子会社執行役員5名	当社取締役4名 (監査等委員及び社外取締役を除く) 当社執行役員6名 子会社取締役18名 子会社執行役員4名
株式の種類及び付与数	普通株式 108,000株	普通株式 111,600株	普通株式 92,340株	普通株式 95,040株	普通株式 98,820株
付与日	2016年5月12日	2017年5月8日	2018年5月7日	2019年5月7日	2021年5月6日
権利確定条件	割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したこととする。	割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したこととする。	割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したこととする。	割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したこととする。	割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したこととする。
対象勤務期間	-	-	-	-	-
権利行使期間	2016年5月13日～ 2046年5月12日	2017年5月9日～ 2047年5月8日	2018年5月8日～ 2048年5月7日	2019年5月8日～ 2049年5月7日	2021年5月7日～ 2051年5月6日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
名称	2012- 新株予約権	2013- 新株予約権	2014- 新株予約権	2015- 新株予約権	2016- 新株予約権	2017- 新株予約権	2018- 新株予約権	2019- 新株予約権	2021- 新株予約権
決議年月日	2012年 4月17日	2013年 4月16日	2014年 4月15日	2015年 5月23日	2016年 4月21日	2017年 4月21日	2018年 4月20日	2019年 4月18日	2021年 4月21日
権利確定前(株)									
前連結会計年度末	39,600	50,400	50,400	63,000	73,800	91,800	86,400	93,600	-
付与	-	-	-	-	-	-	-	-	98,820
失効	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
未確定残	39,600	50,400	50,400	63,000	73,800	91,800	86,400	93,600	98,820
権利確定後(株)									
前連結会計年度末	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 2016年1月1日付株式分割(普通株式1株につき普通株式1.2株の割合)、2018年1月1日付株式分割(普通株式1株につき普通株式1.5株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
名称	2012- 新株予約権	2013- 新株予約権	2014- 新株予約権	2015- 新株予約権	2016- 新株予約権	2017- 新株予約権	2018- 新株予約権	2019- 新株予約権	2021- 新株予約権
決議年月日	2012年 4月17日	2013年 4月16日	2014年 4月15日	2015年 5月23日	2016年 4月21日	2017年 4月21日	2018年 4月20日	2019年 4月18日	2021年 4月21日
権利行使価格(円)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	162	258	261	530	803	1,179	2,191	2,393	1,419

(注) 2016年1月1日付株式分割(普通株式1株につき普通株式1.2株の割合)、2018年1月1日付株式分割(普通株式1株につき普通株式1.5株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

会社名	提出会社
名称	2021 - 新株予約権 (注) 1
株価変動性 (注) 2	28.097%
予想残存期間 (注) 3	15年
予想配当 (注) 4	45円
無リスク利子率 (注) 5	0.283%

(注) 1 当社又は当社子会社の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）及び執行役員に対するものであります。

2 15年間（2006年5月6日～2021年5月6日まで）の株価に基づき算定いたしました。

3 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、割当日から権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

4 2020年12月期の配当実績によります。

5 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	18,173千円	14,963千円
未払事業税	59,386千円	86,626千円
株式報酬費用	203,470千円	235,841千円
資産除去債務	28,291千円	29,858千円
繰越欠損金(注)3	115,704千円	165,767千円
退職給付に係る負債	63,240千円	44,962千円
未払金	-千円	918千円
減損損失	23,520千円	17,001千円
その他	46,689千円	36,668千円
繰延税金資産小計	558,477千円	632,608千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)3	107,347千円	165,002千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	224,178千円	218,993千円
評価性引当額小計(注)2	331,526千円	383,995千円
繰延税金資産合計	226,951千円	248,612千円
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	183,854千円	188,922千円
その他有価証券評価差額金	33,144千円	33,858千円
その他	3,452千円	3,452千円
繰延税金負債合計	220,451千円	226,233千円
繰延税金資産純額(は負債)	6,499千円	22,378千円

(注)1 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産	62,627千円	66,036千円
繰延税金負債	56,128千円	43,657千円

2 評価性引当額が52,469千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額57,654千円を追加的に認識したことに伴うものであります。

3 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計(千円)
税務上の繰越欠損金()	-	-	-	-	5,023	110,681	115,704
評価性引当額	-	-	-	-	5,023	102,324	107,347
繰延税金資産	-	-	-	-	-	8,356	8,356

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計(千円)
税務上の繰越欠損金()	-	-	-	5,023	10,424	150,319	165,767
評価性引当額	-	-	-	5,023	10,424	149,554	165,002
繰延税金資産	-	-	-	-	-	764	764

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	30.6%	法定実効税率と税効果会計
(調整)		適用後の法人税等の負担率と
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	の間の差異が法定実効税率の
住民税均等割等	0.3%	100分の5以下であるため注
評価性引当額の増減	0.4%	記を省略しております。
連結子会社の税率差異	0.2%	
のれん償却	0.2%	
連結子会社の繰越欠損金	1.4%	
その他	- %	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.4%	

(資産除去債務関係)

当社グループは、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、連結グループを構成する各会社の業務区分により、事業の種類別に「経営コンサルティング事業」、「ロジスティクス事業」、「ダイレクトリクルーティング事業」の3つを報告セグメントとしております。企業経営に係わる指導、調査、診断等のコンサルティング業務、会員制組織による経営研究会、セミナーの実施等を「経営コンサルティング事業」、クライアントの物流コスト削減等を目的とした物流コンサルティング業務、物流業務の設計・構築・運用等を実行する物流オペレーション業務等を「ロジスティクス事業」、主に採用広告運用代行サービスを通じて、現在多くの企業が抱える人手不足という課題に、ITテクノロジーを活用した解決ソリューションを提供する事業を「ダイレクトリクルーティング事業」としております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:千円)

	経営コンサルティング事業	ロジスティクス事業	ダイレクトリクルーティング事業	その他(注)1	計	調整額(注)2	連結財務諸表計上額(注)3
売上高							
外部顧客への売上高	19,058,420	2,638,029	2,331,930	975,837	25,004,218	23,622	25,027,840
セグメント間の内部売上高又は振替高	123,014	236,656	4,450	8,246	372,366	372,366	-
計	19,181,435	2,874,685	2,336,380	984,083	25,376,584	348,744	25,027,840
セグメント利益又は損失()	4,801,998	311,619	174,176	88,501	4,850,940	131,514	4,982,455
セグメント資産	15,699,274	1,242,944	397,821	657,711	17,997,751	9,954,239	27,951,991
その他の項目							
減価償却費	61,660	3,288	33,340	1,974	100,263	180,575	280,839
のれんの償却額	-	-	-	34,290	34,290	-	34,290
減損損失	-	-	70,000	-	70,000	-	70,000
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	56,278	1,600	83,114	864	141,857	39,814	181,671

(注) 1 その他には、ITコンサルティング事業、コンタクトセンターコンサルティング事業、システム開発事業による収入等が含まれております。

2 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去2,900,416千円、各報告セグメントに配分していない全社収益5,589,666千円及び全社費用2,557,734千円が含まれております。全社収益は、各グループ会社からの業務受託手数料、経営指導料、不動産賃貸収入等であり、全社費用は、グループ運営に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去7,526,690千円及び各報告セグメントに配分していない全社資産17,480,929千円が含まれております。全社資産は、グループ運営に係る資産であります。
- (3) 減価償却費の調整額には、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社資産の減価償却費が含まれております。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、セグメント間取引消去5,779千円及び各報告セグメントに配分していない全社資産34,035千円が含まれております。

3 セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	経営コンサルティング事業	ロジスティクス事業	ダイレクトリクルーティング事業	その他(注)1	計	調整額(注)2	連結財務諸表計上額(注)3
売上高							
外部顧客への売上高	22,256,061	3,309,985	1,953,312	1,272,887	28,792,247	21,124	28,813,372
セグメント間の内部売上高又は振替高	63,734	291,766	2,925	21,581	380,008	380,008	-
計	22,319,795	3,601,752	1,956,238	1,294,469	29,172,256	358,884	28,813,372
セグメント利益又は損失()	5,846,946	338,792	115,021	82,757	6,153,474	195,730	6,349,205
セグメント資産	18,046,933	1,618,356	392,214	767,999	20,825,502	10,059,258	30,884,761
その他の項目							
減価償却費	75,632	3,577	25,498	2,248	106,957	133,596	240,553
のれんの償却額	-	-	-	23,442	23,442	-	23,442
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	120,927	12,347	30,152	7,331	170,759	58,938	229,698

(注) 1 その他には、ITコンサルティング事業、コンタクトセンターコンサルティング事業、システム開発事業による収入等が含まれております。

2 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去2,576,532千円、各報告セグメントに配分していない全社収益5,353,375千円及び全社費用2,581,112千円が含まれております。全社収益は、各グループ会社からの業務受託手数料、経営指導料、不動産賃貸収入等であり、全社費用は、グループ運営に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去7,704,698千円及び各報告セグメントに配分していない全社資産17,763,956千円が含まれております。全社資産は、グループ運営に係る資産であります。
- (3) 減価償却費の調整額には、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社資産の減価償却費が含まれております。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産58,938千円が含まれております。

3 セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:千円)

	経営コンサルティング事業	ロジスティクス事業	ダイレクトリクルーティング事業	その他	計	調整額	連結財務諸表計上額
減損損失	-	-	70,000	-	70,000	-	70,000

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:千円)

	経営コンサルティング事業	ロジスティクス事業	ダイレクトリクルーティング事業	その他	計	調整額	連結財務諸表計上額
当期償却額	-	-	-	34,290	34,290	-	34,290
当期末残高	-	-	-	58,606	58,606	-	58,606

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	経営コンサルティング事業	ロジスティクス事業	ダイレクトリクルーティング事業	その他	計	調整額	連結財務諸表計上額
当期償却額	-	-	-	23,442	23,442	-	23,442
当期末残高	-	-	-	35,164	35,164	-	35,164

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社等	一般財団法人船井財団 (注)2	東京都品川区	-	社会貢献事業	-	役員の兼任 2名	寄付金の拠出 (注)3	2,000	-	-

- (注) 1 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。
 2 当社が財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有しております。
 3 財団への寄付金の拠出額については、取締役会の承認に基づき決定しております。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社等	一般財団法人船井財団 (注)2、3	東京都品川区	-	社会貢献事業	-	役員の兼任 2名	寄付金の拠出 (注)4	1,000	-	-

- (注) 1 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。
 2 当社が財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有しております。
 3 財団は存続の期間の満了により2021年10月1日をもって解散しております。
 4 財団への寄付金の拠出額については、取締役会の承認に基づき決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社等	一般財団法人船井財団	東京都品川区	-	社会貢献事業	-	事務所の賃貸 役員の兼任 2名	寄付金の 拠出 (注)2	10,000	-	-

(注) 1 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 財団への寄付金の拠出額については、取締役会の承認に基づき決定しております。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社等	一般財団法人船井財団 (注)2	東京都品川区	-	社会貢献事業	-	事務所の賃貸 役員の兼任 2名	寄付金の 拠出 (注)3	24,500	-	-

(注) 1 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 財団は存続の期間の満了により2021年10月1日をもって解散しております。

3 財団への寄付金の拠出額については、取締役会の承認に基づき決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	465円60銭	505円04銭
1株当たり当期純利益金額	70円32銭	88円57銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	69円52銭	87円50銭

(注) 1 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	3,498,675	4,373,872
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	3,498,675	4,373,872
普通株式の期中平均株式数(株)	49,756,975	49,383,914
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	567,074	604,170
(うち新株予約権)(株)	(567,074)	(604,170)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		-

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	23,688,416	25,687,165
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	646,669	748,651
(うち新株予約権)(千円)	(646,669)	(748,651)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	23,041,747	24,938,513
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	49,488,228	49,379,064

(重要な後発事象)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2022年2月4日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社船井総研コーポレトリレーションズと新和コンピュータサービス株式会社の2社を合併し、存続会社の商号変更の方針を決議し、2022年2月18日付で合併契約を締結致しました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

(吸収合併存続会社)

名称：株式会社船井総研コーポレトリレーションズ

事業の内容：SI&デジタルマーケティング事業、BPO&コンサルティング事業等

(吸収合併消滅会社)

名称：新和コンピュータサービス株式会社

事業の内容：システム開発事業

(2) 企業結合日

2022年7月1日(予定)

(3) 企業結合の法的形式

株式会社船井総研コーポレトリレーションズを存続会社、新和コンピュータサービス株式会社を消滅会社とする吸収合併方式

(4) 結合後企業の名称

株式会社船井総研デジタル(仮称)

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループは中小企業向け総合経営コンサルティングを主力としながらも、DXコンサルティングや中堅企業向け総合経営コンサルティングの領域への拡大を推進しており、デジタル系人材の採用・育成基盤の強化は重要な課題となっております。

WEBマーケティングやBPOコンサルティングを強みとする株式会社船井総研コーポレトリレーションズと、デジタル人材の採用・育成及びシステムの受託開発業務を強みとする新和コンピュータサービスを統合させることにより、当社グループの「デジタル関連サービス」をさらに強化し、DXに関するサービスを一気通貫で提供することが可能となるため、今般、両社の合併について決議致しました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として処理する予定であります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	200,000	0.50	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	100,000	0.83	-
1年以内に返済予定のリース債務	9,103	3,083	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	100,000	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	938	7,755	-	-
合計	310,041	310,838	-	2022年1月～ 2026年11月

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	1,980	1,980	1,980	1,815

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	6,891,224	13,887,021	20,968,300	28,813,372
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (千円)	1,727,296	3,303,641	4,686,406	6,415,673
親会社株主に 帰属する四半期 (当期)純利益金額 (千円)	1,184,402	2,255,248	3,155,166	4,373,872
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	23.98	45.66	63.89	88.57

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	23.98	21.69	18.22	24.68

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,078,219	3,493,307
売掛金	1 250,428	1 322,457
有価証券	304,771	100,000
関係会社短期貸付金	26,000	-
その他の流動資産	1 789,194	1 719,858
流動資産合計	4,448,614	4,635,623
固定資産		
有形固定資産		
建物	847,289	816,527
土地	678,562	672,635
その他の有形固定資産	128,343	104,326
有形固定資産合計	1,654,196	1,593,490
無形固定資産		
借地権	322,400	322,400
その他の無形固定資産	166,276	99,671
無形固定資産合計	488,677	422,072
投資その他の資産		
投資有価証券	4,041,809	4,229,507
関係会社株式	6,532,651	6,532,219
関係会社長期貸付金	303,437	433,309
その他の投資	268,510	270,537
貸倒引当金	201,363	345,655
投資その他の資産合計	10,945,045	11,119,917
固定資産合計	13,087,918	13,135,480
資産合計	17,536,532	17,771,104

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1 718,753	1 860,621
1年内返済予定の長期借入金	-	100,000
未払法人税等	32,669	44,521
その他の流動負債	1 361,638	1 353,713
流動負債合計	1,113,061	1,358,857
固定負債		
長期借入金	100,000	-
繰延税金負債	228,344	209,464
その他の固定負債	40,233	34,577
固定負債合計	368,578	244,042
負債合計	1,481,640	1,602,899
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,125,231	3,125,231
資本剰余金		
資本準備金	2,946,634	2,946,634
その他資本剰余金	-	128
資本剰余金合計	2,946,634	2,946,763
利益剰余金		
利益準備金	168,818	168,818
その他利益剰余金		
別途積立金	8,100,000	8,100,000
繰越利益剰余金	4,552,675	4,828,203
利益剰余金合計	12,821,493	13,097,021
自己株式	3,560,378	3,826,322
株主資本合計	15,332,981	15,342,693
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	75,241	76,859
評価・換算差額等合計	75,241	76,859
新株予約権	646,669	748,651
純資産合計	16,054,892	16,168,204
負債純資産合計	17,536,532	17,771,104

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
営業収益	1	5,589,666	1	5,353,375
営業費用	1.2	2,559,461	1.2	2,625,684
営業利益		3,030,204		2,727,691
営業外収益				
受取利息及び配当金	1	27,543	1	28,758
投資有価証券売却益		55,245		38,554
その他		13,521		14,725
営業外収益合計		96,310		82,038
営業外費用				
支払利息	1	4,831	1	5,013
貸倒引当金繰入額		204,363		141,292
その他		21,669		14,450
営業外費用合計		230,864		160,756
経常利益		2,895,650		2,648,973
特別利益				
投資有価証券売却益		159,912		-
特別利益合計		159,912		-
特別損失				
固定資産除売却損		368		9,677
子会社株式評価損		79,999		431
特別損失合計		80,368		10,109
税引前当期純利益		2,975,195		2,638,864
法人税、住民税及び事業税		78,903		108,742
法人税等調整額		897		19,593
法人税等合計		79,800		89,148
当期純利益		2,895,394		2,549,715

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,125,231	2,946,634	1,040	2,947,675
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			1,040	1,040
自己株式の消却				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	1,040	1,040
当期末残高	3,125,231	2,946,634	-	2,946,634

	株主資本			
	利益準備金	利益剰余金		
		その他利益剰余金		利益剰余金合計
別途積立金		繰越利益剰余金		
当期首残高	168,818	8,100,000	4,322,056	12,590,874
当期変動額				
剰余金の配当			2,140,514	2,140,514
当期純利益			2,895,394	2,895,394
自己株式の取得				
自己株式の処分			4,793	4,793
自己株式の消却			529,055	529,055
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	230,619	230,619
当期末残高	168,818	8,100,000	4,552,675	12,821,493

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	3,342,957	15,320,824	211,575	211,575	591,243	16,123,642
当期変動額						
剰余金の配当		2,140,514				2,140,514
当期純利益		2,895,394				2,895,394
自己株式の取得	749,582	749,582				749,582
自己株式の処分	3,105	6,859				6,859
自己株式の消却	529,055	-				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			136,333	136,333	55,425	80,907
当期変動額合計	217,421	12,157	136,333	136,333	55,425	68,750
当期末残高	3,560,378	15,332,981	75,241	75,241	646,669	16,054,892

当事業年度(自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,125,231	2,946,634	-	2,946,634
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			128	128
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	128	128
当期末残高	3,125,231	2,946,634	128	2,946,763

	株主資本			
	利益準備金	利益剰余金		
		その他利益剰余金		利益剰余金合計
別途積立金		繰越利益剰余金		
当期首残高	168,818	8,100,000	4,552,675	12,821,493
当期変動額				
剰余金の配当			2,274,187	2,274,187
当期純利益			2,549,715	2,549,715
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	275,527	275,527
当期末残高	168,818	8,100,000	4,828,203	13,097,021

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	3,560,378	15,332,981	75,241	75,241	646,669	16,054,892
当期変動額						
剰余金の配当		2,274,187				2,274,187
当期純利益		2,549,715				2,549,715
自己株式の取得	266,079	266,079				266,079
自己株式の処分	134	263				263
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			1,617	1,617	101,982	103,599
当期変動額合計	265,944	9,711	1,617	1,617	101,982	113,311
当期末残高	3,826,322	15,342,693	76,859	76,859	748,651	16,168,204

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

原則として時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～50年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5 引当金の計上基準

退職給付引当金

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
関係会社に対する短期金銭債権	273,217千円	340,979千円
短期金銭債務	557,584千円	701,483千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業収益	5,566,043千円	5,332,251千円
営業費用	17,462千円	12,198千円
営業取引以外の取引高	665千円	726千円

2 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
役員報酬	272,201 千円	306,784 千円
従業員給料	737,173 千円	759,003 千円
賃借料	489,493 千円	504,743 千円
支払手数料	- 千円	267,102 千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
子会社株式	6,532,651	6,532,219

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	62,535千円	105,770千円
未払事業税	6,539千円	9,450千円
株式報酬費用	80,582千円	93,996千円
関係会社株式評価損	61,444千円	61,576千円
資産除去債務	26,138千円	28,986千円
その他	30,823千円	30,853千円
繰延税金資産小計	268,063千円	330,635千円
評価性引当額	257,610千円	299,325千円
繰延税金資産合計	10,453千円	31,309千円
繰延税金負債		
前払年金費用	20,561千円	21,824千円
関係会社株式	185,091千円	185,091千円
その他有価証券評価差額金	33,144千円	33,858千円
繰延税金負債合計	238,797千円	240,774千円
繰延税金負債純額	228,344千円	209,464千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	29.7%	29.8%
住民税均等割等	0.2%	0.2%
評価性引当額の増減	1.1%	1.6%
その他	0.4%	0.6%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	2.7%	3.4%

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形 固定 資産	建物	1,897,266	24,274	4,826	1,916,715	1,100,187	54,930	816,527
	土地	678,562	-	5,926	672,635	-	-	672,635
	その他の 有形固定資産	348,761	18,691	11,760	355,691	251,364	40,476	104,326
	計	2,924,590	42,965	22,513	2,945,043	1,351,552	95,407	1,593,490
無形 固定 資産	借地権	322,400	-	-	322,400	-	-	322,400
	その他の 無形固定資産	424,281	30,540	243,580	211,241	111,569	84,093	99,671
	計	746,681	30,540	243,580	533,642	111,569	84,093	422,072

(注) 「当期首残高」及び「当期末残高」は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	204,363	141,292	-	345,655

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町3丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://hd.funaisoken.co.jp/
株主に対する特典	毎年12月31日現在の100株以上保有株主に対してQUOカードを保有株式数に応じて贈呈 100株以上1,000株未満 QUOカード500円分 1,000株以上5,000株未満 QUOカード1,000円分 5,000株以上10,000株未満 QUOカード5,000円分 10,000株以上 QUOカード10,000円分

(注) 当会社の株主は、定款の定めによりその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第10条(単元未満株式の買増し)に定める請求をする権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第51期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）2021年3月29日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年3月29日近畿財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第52期第1四半期（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）2021年5月13日近畿財務局長に提出。

第52期第2四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月12日近畿財務局長に提出。

第52期第3四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月12日近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2021年3月30日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプション制度に伴う新株予約権発行）に基づく臨時報告書

2021年4月22日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書

2022年2月16日近畿財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記（4）2021年4月22日に提出の臨時報告書の訂正報告書）2021年5月7日近畿財務局長に提出。

(6) 自己株券買付状況報告書

2021年4月13日近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年3月28日

株式会社船井総研ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鈴木 朋之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 木戸 脇 美 紀

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社船井総研ホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社船井総研ホールディングス及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

プロジェクト売上の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは、株式会社船井総研ホールディングス及び連結子会社8社により構成されており、各社の業務区分により、事業の種類別に、経営コンサルティング事業、ロジスティクス事業、ダイレトリクルーティング事業の3つを報告セグメントとしている。注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当連結会計年度の売上高28,813百万円のうち、経営コンサルティング事業の売上は22,256百万円であり、連結売上高の77%を占めている。また、当該事業の営業利益（セグメント利益）は5,846百万円であり、連結営業利益の92%を占めている。</p> <p>経営コンサルティング事業では、企業経営に係わるコンサルティング、経営研究会、セミナー等を行っており、その取引種類は多岐にわたるが、売上については基本的に業務完了に基づいて計上している。企業経営に係わるコンサルティングの中でも、プロジェクトと呼ばれるもの（以下、「プロジェクト売上（当連結会計年度の売上高1,128百万円）」という）は、各業界とテーマに精通するコンサルタントが、経営の戦略から戦術までクライアントの状況に応じたソリューションを提供する業務であり、契約条件が取引により異なる、1件当たりの金額が多額になることが多い、業務完了までに長期間を要するものが多い、等の特徴がある。このような特徴から、その他の取引と比較して業務完了に至る途中の段階でプロジェクト売上が計上される可能性が相対的に高く、かつ、その場合には金額的な影響も多額になることが想定されるため、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性がある。</p> <p>以上より、当監査法人は、プロジェクト売上の妥当性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、プロジェクト売上が適切に計上されているかどうかを検討するにあたり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の評価 プロジェクト売上の計上に関する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に契約条件を販売システムに正しく入力することを担保する内部統制、及び業務完了に基づき売上に適切な期間に計上することを担保するための内部統制に焦点を当てた。 ・プロジェクト売上の妥当性の検討 プロジェクト売上のうち、連結財務諸表への影響が大きいと想定される一定金額以上の取引について、契約書の閲覧によって契約条件の合理性、計上金額の妥当性を検討し、業務完了の裏付けとなる資料・証憑と照合することで計上時期の適切性について検証を実施した。また、当該取引にかかる入金検証を実施した。なお、期末時点で未入金取引については、期末日を基準日とした売掛金の残高確認を実施した。 プロジェクト売上のうち上記以外の売上については、期末日までの期間の入金検証を実施するとともに、第4四半期連結会計期間に発生した売上は入金検証が実施できない可能性があるため、無作為でのサンプル抽出を行い、契約書の閲覧による計上金額の妥当性を検討し、業務完了の裏付けとなる資料・証憑と照合することで計上時期の適切性について検証を実施した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手

した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社船井総研ホールディングスの2021年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社船井総研ホールディングスが2021年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月28日

株式会社船井総研ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鈴木 朋之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 木戸 脇 美 紀

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社船井総研ホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社船井総研ホールディングスの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は持株会社であり、2021年12月31日現在、貸借対照表に計上されている関係会社株式の合計金額6,532百万円が総資産に占める割合は約37%である。</p> <p>関係会社株式は全て市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としている。</p> <p>会社は各子会社の直近の財務数値を用いて算出した実質価額が取得原価に比して、50%以上低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて実質価額まで減損処理することとしている。</p> <p>当事業年度において、実質価額が取得原価に比して50%以上低下している関係会社株式は存在しないものの、会社は持株会社体制によりグループ経営に特化し、各子会社の管理統括を担っていることから、関係会社への投資評価は相対的に重要な監査領域であり、また、金額的重要性も高いことから、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、市場価格のない関係会社株式の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係会社株式の評価に関連する一連の決算・財務報告プロセスの内部統制の有効性を評価した。 ・関係会社の財政状態及び経営成績を理解するために、経営者等への質問、取締役会議事録等の閲覧を実施し、各子会社の財務数値との間に矛盾や不整合がないかを確かめた。 ・関係会社株式の実質価額の算定基礎となる財務数値について、主要な関係会社を対象として重要な勘定残高に対する監査手続を実施し、その信頼性を検討した。 ・会社による関係会社株式の評価結果の妥当性を検討するため、各子会社の財務数値に基づいて実質価額を再計算し、各関係会社株式の帳簿残高と比較検討した。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。